
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。16番、志田君から、定刻より一身上の都合により遅れる旨の届出が提出されておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、令和7年第5回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、下川君、8番、本間君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から11日までの3日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元の行政報告に関しました資料に基づきまして私のほうから御報告をさせていただきます。

まず、第1点目、津波注意報、警報発表によります対応状況についてでございますが、1ページの上段、(1)被害状況でございますが、7件、390万円という数字になってございます。(2)の対応状況につきましては、7月30日から31日にかけて時系列に整理してございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。開いていただきまして、2ページ目でございますが、(3)の避難状況でございます。避難場所及び避難者数、最大でどれぐらいだったかということでございますが、静内地区におきましては27か所で1,256人、三石地区におきましては7か所で113人

ということで、町内トータルで34か所、1,369人ということになってございます。(4)の避難者への対応につきましては、非常アルファ米、あるいは飲料水等の供給、さらには保健師による避難所の巡回ケアを実施したところでございます。

次の2のところでございますが、日高地方の総合開発等に関する要望活動につきまして、次のとおり道内要望、中央要望ということで管内各町長と共に要望活動を行ってございます。

3ページに移りまして、3の寄附についてでございます。札幌トヨタ自動車株式会社様から、いわゆる企業版ふるさと応援寄附ということで500万円の寄附があったところでございます。先日私本社を訪れまして、善行表彰をさせていただいたところでございます。

最後になります、4、建設工事等に係る入札発注状況についてでございますが、5月15日から8月21日、この間に工事につきましては42件、委託関係につきましては10件、合計52件の入札を行ったところでございます。この詳細につきましては、次ページの4ページから29ページのとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上をもちまして行政報告を終了いたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 専決処分の報告について(財産の取得について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたことから、同条第3項の規定により報告するものでございます。

1枚おめぐりください。令和7年専決処分第5号の専決処分書でございまして、専決処分日は令和7年6月30日となっております。

次のページを御覧ください。今回専決処分を行ったのは財産の取得についてでございまして、JR日高線鶴川様似間の廃線に伴い、北海道旅客鉄道株式会社、以下JR北海道と略させていただきますが、同社より旧静内駅舎等の建物及び鉄道用地を取得したものでございます。なお、当該財産の取得に関し、JR北海道と7月1日付で無償譲渡契約を締結しております。

日高線の廃止に伴うJR北海道から町への資産の譲渡については、令和2年10月23日に締結した日高線鉄道事業廃止に係る覚書に基づき協議を進めることとなりました。協議に当たり、JR北海道から土地、建物等の鑑定評価額とレール、枕木などの設備の撤去費を相殺の上、現状有姿、そのままの状態譲渡するとの方針が示され、町としましては旧静内駅舎を取得することを主として、将来の維持管理を考慮し、必要以上は取得せず、活用の見込める箇所を取得することを基本的な考え方として関係各課で検討を重ね、最終的には鑑定評価額と撤去費が釣り合うよう5か所を選定し、令和5年2月17日にJR北海道へ譲渡協議書を提出いたしました。当初譲渡契約に

については順調に進めば令和5年度中に締結できると想定しておりましたが、譲渡には土地の鑑定評価や第三者による占有状況の確認など様々な手続が必要となり、とりわけ国の審査や契約締結に向けた最後の調整などに時間を要し、最終的にさきの6月定例会終了後にJR北海道から無償譲渡契約に係る一連の手続と社内稟議が完了したという連絡を受け、契約準備が整った次第でございます。この時点で譲渡協議書の提出から2年4か月余り経過しており、JR北海道との協議において契約締結後に行う手続などを考慮すると契約をこれ以上先送りにできないということで急を要する状況にあり、議会を招集する時間的余裕もないことから、専決処分を行うこととしたものでございます。

それでは、財産取得の内容について説明いたします。1の取得する財産及び数量ですが、(1)土地については日高郡新ひだか町静内本町5丁目6番1の一部ほか24筆、面積は4万7,928.30平方メートルでございます。

(2)建物については全部で4棟ございまして、まず①日高郡新ひだか町静内本町5丁目6番1のJR静内駅舎、床面積は204.75平方メートルでございます。次に、②日高郡新ひだか町三石本桐578番地1のJR本桐駅舎、床面積56.65平方メートル、機械室が2棟で、床面積はそれぞれ15.24平方メートル、6.77平方メートルとなっております。

次に、取得箇所について説明しますので、1枚おめくりください。報告第1号参考資料1を御覧ください。位置図になります。大きくは図面の赤丸部分、①静内駅周辺、②古川町、③浦和、④東蓬莱、蓬栄、⑤本桐駅周辺の5か所の土地、建物を取得しております。

次のページをお開きください。①静内駅周辺の箇所図になります。土地は赤い線で囲まれた4筆、建物は赤い四角で塗り潰したJR静内駅舎と記載された箇所となります。もともと建物の半分は町が所有する観光情報センターであり、半分はJRが所有する駅舎でありましたので、JRが抜けた部分を取得し、バスターミナルや観光情報発信拠点として利用するため取得しております。

次のページを御覧ください。②古川町の箇所図になります。公民館、古川球場と静内終末処理場に挟まれた箇所となりまして、赤い線で囲まれた3筆の鉄道用地を下水管渠の管理や雨水管渠整備のため取得しております。

次のページをお開きください。③浦和の箇所図になります。陸上自衛隊静内駐屯地と国道235号線に挟まれた箇所となりまして、赤い線で囲まれた3筆の鉄道用地を普通河川、桜川の管理のため取得しております。

次のページを御覧ください。④東蓬莱、蓬栄の箇所図になります。蓬莱山の脇を走る町道に隣接する箇所となりまして、線で囲まれた10筆の鉄道用地を町道本町本桐線改修のため取得しております。

次のページをお開きください。⑤本桐駅周辺の箇所図になります。線で囲まれた5筆の鉄道用地と本桐駅舎と2棟の機械室を町道用地確保のため取得しております。

6枚お戻りください。財産の取得についてのページを御覧ください。2の取得の目的ですが、JR日高線鶴川様似間の廃線に伴う鉄道用地等の有効利用のための無償譲渡契約でございます。

3の取得方法につきましては、無償譲渡。

4の取得予定価格は8,466万3,103円。

5の取得の相手方は、札幌市中央区北11条西15丁目1番1号、北海道旅客鉄道株式会社代表取

締役社長、綿貫泰之氏でございます。

裏面を御覧ください。土地及び建物の所在地、面積、評価額等を整理したものとなっております。土地は25筆あり、合計面積は4万7,928.30平方メートル、土地と建物の評価額の合計は8,466万3,103円となっております。無償譲渡ではありますが、実際に取得する土地及び建物の取得予定価格が2,000万円以上であり、かつ面積が5,000平方メートル以上となっていることから、議決案件として専決処分したことを御報告いたします。

以上で報告第1号の説明を終わります。

◎報告第2号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) おはようございます。ただいま上程されました報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度新ひだか町健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

これは、統一的な指標を用いて財政状況を明らかにすることで財政の健全化や再生が必要となった場合に迅速な対応を行うための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員による審査、議会報告、住民への公表が義務化されていることから、今回監査委員の審査を受けまして審査意見が提出されましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、比率について御説明をいたします。①の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率、連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の3か年平均の比率、将来負担比率は一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上である場合に公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならず、また3つの指標いずれかが財政再生基準以上である場合は公表した年度の末日までに財政再生計画を定めなければなりません。本町においてはいずれの指標も基準以下となっております。

次に、②の資金不足比率でございますが、こちらは公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率でございます。この指標が経営健全化基準以上である場合は経営健全化計画を定めなければなりません。健全化判断比率と同様、本町においては基準以下となっております。

病院事業会計にあっては、算定比率が10.8%となり、経営健全化基準の20%を下回っているものの、一般会計からの補助金により比率を下回る状況にあります。また、下水道事業会計については、資金不足が生じているものの、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行規則に規

定する解消可能資金不足額を控除することにより資金不足比率は算出しておりませんが、継続した経営の改善を進める必要がございます。

次のページ以降に監査委員の審査意見を添付しておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第2号を終わります。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、一般質問を行います。

質問通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

2番、池田君。

[2番 池田一也君登壇]

○2番(池田一也君) 通告に従い、「大規模災害時の対応について」質問をさせていただきます。

9月は防災月間です。防災月間とは、1923年9月1日に関東大震災が起こったこと、また9月には災害が多いことにちなんで、災害に備えつつ、知識を深めるためにと制定をされたそうであります。新ひだか町においてもつい先日防災フェスティバルを開催し、災害に備えつつ、知識を深めるための取組を行っておりました。私は、この防災月間にちなみ、将来大規模災害が起きたときに町としてどのような対応をされようとしているのかを質問をさせていただきます。

まず初めに、迅速な地域支援についてお聞きいたします。近年になり、大規模な災害が発生したときには国土交通省の緊急災害対策派遣隊、テックフォースの活躍が報道などで紹介をされております。このテックフォースは、平成23年の東日本大震災や胆振東部地震などの地震災害など、また地震災害以外にも台風や大雨、大雪などでも活躍をされております。このテックフォースの派遣には、まず自治体からの支援要請から始まるとありましたので、まずどのようなときに派遣を町として要請をするのか、その基準をお聞きいたします。私は、大規模な災害が発生したときには、まず自衛隊の方々などによる災害派遣を考えるのですが、その自衛隊などとの連携はどのようなになるのかをお聞きいたします。

次に、災害に強い道路網の整備についてお聞きいたします。大規模災害時には道路網が寸断されることは想像されますが、様々な災害に対応した代替道路や迂回路の想定はできているのか、さらには高規格道路、日高自動車道の活用方法は想定ができていないのかをお聞きいたします。

次に、住民への周知方法の強化についてお聞きいたします。より正確な情報提供のツールとして防災行政無線がありますが、特に戸別受信機の整備はあまり進んでいないと感じております。そこで、防災行政無線の整備について戸別受信機の貸与や購入状況と、さらには7月30日の津波警報発令時には十分に活用されたのかをお聞きいたします。

先ほども述べたように、私は戸別受信機の整備はあまり進んでいないと感じております。そこで、貸与範囲の拡充や購入費の補助をすべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

次に、テレビやSNSなどでの同一情報の提供についてお聞きをいたします。例えば7月30日の津波警報発令時には、避難所などにお知らせをする文字や音声はテレビ、ラジオで放送されていましたが、ある町民の方から他町に比べると更新が遅かったという指摘がありました。そこで、避難所などの周知をテレビやラジオでする場合の手順をお聞きいたします。また、同様に避難所などの周知をSNSでする場合も手順をお聞きをいたします。

次に、検潮所の設置についてですが、新ひだか町には検潮所が設置されていないため、テレビなどの報道では潮位の変化が分かりませんでした。そこで、7月30日、津波警報発令時、潮位の変化は新ひだか町では何センチメートルだったのか、さらには新ひだか町にも検潮所を設置すべきではないかと考えますが、お答えをいただきたいと思っております。

最後に、避難所などの通信確保についてお聞きをいたします。大規模災害時には通信の確保が最重要となります。特に対策本部と避難所との正確な情報などの連携は必要不可欠となります。そこで、災害により携帯電話が不感エリアになった場合どのように対処するのか、その方法をお聞きいたします。

近年では情報技術がより進み、スターリンクという通信衛星を用いたインターネットサービスがあります。これは、空さえ見えればどんなところでも通信できるというものです。私は、この通信衛星を用いた通信の確保で最先端と言われるスターリンクを導入すべきと考えておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 池田議員御質問の「大規模災害時の対応について」御答弁いたします。

初めに、御質問の1点目、迅速な地域支援について、国土交通省緊急災害対策派遣隊、テックフォースの派遣についての1つ目、派遣を要請する基準はについてでございますが、まずは国土交通省緊急災害対策派遣隊について御説明いたしますと、地震、水害、土砂災害等の大規模災害に対応するため、被災自治体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害対応の対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために国土交通省に2008年に設置されたものであり、主な災害の派遣実績といたしましては平成23年3月の東日本大震災をはじめ平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震、そのほか大雨や台風に関わる災害、豪雪や噴火に関わる災害など多岐にわたる実績があります。このテックフォースの派遣要請につきましては、「緊急災害対策派遣隊等に関する設置運営要領」に基づき、地方整備局等の災害対策本部長が自局のみでは対応が困難と判断した場合に本省災害対策本部に要請する仕組みになっております。日高管内におきましては、所管する北海道日高振興局長が被災状況を踏まえ判断することになっており、町が直接国土交通省に要請するものではないと認識しております。ただし、町として必要性があると判断した場合は北海道日高振興局長に対して要請を行うことは想定をしております。

次に、自衛隊などとの連携についてでございますが、テックフォースは河川、道路、港湾などインフラに関する調査、設計、維持管理等を担う国土交通省職員で構成されております。そのた

め、災害初動期には警察、消防、自衛隊が行う人命救助活動が円滑に進められるよう浸水地域の排水、道路啓開、被害拡大防止のための技術的助言や支援を実施いたします。これにより、自衛隊等の救命、救助活動と国土交通省の技術的支援とが役割分担され、連携が図れるものと考えてございます。

次に、御質問の2つ目、災害に強い道路網の整備についての1点目、災害時の代替道路や迂回路の想定はできているのかについてでございますが、国道235号線が災害により不通になった場合、現時点では安全に通行可能な代替ルートの整備は十分ではなく、特に山間部では土砂災害のリスクもあり危険が伴うため、町としては高規格道路である日高自動車道の整備促進を強く期待しているところです。北海道開発局においては、災害発生直後から復旧を目的とする道路啓開計画を策定しており、最寄りの高規格道路のインターチェンジより国道を中心に管内の災害拠点病院までのルート確保や自衛隊の救助活動を支援するための緊急啓開ルートを24時間、48時間、72時間の目安で順次復旧させる計画が定められております。また、本町としては国の道路啓開計画と連携した町内医療機関や避難所を結ぶ町道の啓開計画の策定を目指しているところでございまして、災害時には緊急輸送ルートや避難ルートの多重化を図るため、町道の対災害性の向上に努めてまいります。

次に、2つ目の高規格道路、日高自動車道の活用方法は想定ができていないのかについてでございますが、日高自動車道は苫小牧から浦河へ至る高規格道路であり、災害時においても構造が堅牢で被災リスクが低く、緊急輸送や避難活動に有効であるとされています。そのため、地震や津波などで主要幹線が寸断された場合は避難者の搬送、救助活動、緊急物資の輸送ルートとして日高自動車道を最大限活用できるよう想定しております。さらには、現在は高規格道路の日高自動車道は厚賀インターチェンジまで供用されておりますが、令和7年度末までに厚賀新冠間が部分開通予定であり、全線開通により災害時のアクセス向上が期待されます。これらの背景を踏まえ、今後は日高自動車道の活用は当然ながら国道が不通となったときの代替道路として救急搬送、救援物資輸送ルートの確保道路として想定してございます。

次に、2点目の住民周知方法の強化について、防災行政無線機の整備についての1つ目、防災行政無線について戸別受信機の貸与や購入状況はについてでございますが、初めに戸別受信機の対応状況につきましては、8月31日現在、静内地区では416台、三石地区では178台の計594台となり、主に各自治会や漁業協同組合員等に貸与しております。また、購入状況につきましては、令和4年4月1日より現在のデジタル式の運用を開始してございますが、購入実績についてはございません。

次に、2つ目の7月30日、津波警報発令時には十分に活用されたのかでございまして、当該時にはJアラートによる津波注意報及び津波警報の情報が自動的に放送されるとともに、町としましても避難指示発令のタイミングで防災行政無線により第1報を、その後第2報を放送と併せてエリアメールの発信も行っており、住民へは広範囲な周知が図られたものと認識しております。

次に、3つ目の貸与範囲の拡充や購入費の補助をすべきではないかとございまして、現在は自治会や漁業協同組合員を中心に貸与を行っておりますが、貸与範囲の拡充や補助制度の創設につきましてはこれまでの運用経緯や配備方針から現実的には容易ではないと考えております。戸別受信機の貸与範囲外への対応につきましては、防災行政無線の放送内容を確認できる電話応答サービスや登録制により防災メール配信サービス、さらにエリアメール、緊急速報メール、町公式

ホームページやSNSといった多様な手段を組み合わせることで可能な限り住民に情報が行き届く体制を整えております。今後におきましても、これらの手段を効果的に活用することで対応対象外の方々に対しましても確実に情報が伝達されるよう努めてまいります。

次に、2点目のテレビやSNSなどで同一情報の提供についての1つ目、避難所等の周知をテレビやラジオでする場合の手順はについてでございますが、本町は発信する避難指示や避難所の開設情報などの災害情報につきましては、北海道防災情報システムと連携した災害情報共有システムに入力することにより、自動的にテレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を通じて広く住民に伝達される仕組みとなっております。町といたしましては、災害対策本部で決定した内容を速やかに同システムへ登録することで迅速かつ効率的に情報を周知しているところでございます。

次に、2点目の避難所等の周知をSNSでする場合の手順はについてでございますが、本町では現在、町公式ホームページ、フェイスブック、エックス、ラインを活用して情報発信を行っております。災害時には災害対策本部で取りまとめた最新の情報を基に所管部署が速やかに各媒体を更新し、町民へ周知する手順を整えております。

次に、3つ目の検潮所の設置についての1つ目、7月30日の津波警報発令時の潮位の変化は新ひだか町では何センチだったのかについてでございますが、本町における津波潮位変化につきましては検潮所の設置がないため分かりません。

次に、2つ目の新ひだか町にも検潮所を設置すべきではないかについてでございますが、現在日高管内各町で構成されている北海道日高総合開発期成会において過去より国土交通省に対し海岸線各町への検潮所の設置について要望しているところでありますが、なかなか設置には至っていない状況にあります。そのような状況において、防災対応に関しましては隣接する浦河町に設置されている潮位計の観測情報を判断に反映しているところでございます。

また、津波注意報が発表された場合には海岸や漁港区域への立入り制限や巡回を開始し、津波警報が発令された場合には直ちに避難指示を発令するなど国の警報、注意報と連動した避難行動基準を定め、これを確実に運用しているところですが、検潮所の設置につきましては今後においても引き続き要望をしていきたいと考えております。

次に、4点目の避難所等の通信確保についての1つ目、携帯電話が不感エリアになった場合の対処方法はについてでございますが、大規模災害により携帯電話が利用できなくなった場合には災害用伝言サービスや通信事業者が災害時に無料で開放する公衆無線LANサービス、ファイブゼロジャパンを活用することで住民の安否確認や情報入手を確保することが可能であります。本町といたしましても、こうしたサービスの利用方法について平時から広く周知を行ってまいります。

次に、2つ目のスターリンクの導入についてでございますが、スターリンクは低軌道衛星を利用して、地上の通信網に依存せずインターネット接続を可能にする仕組みであり、能登半島地震をはじめとする近年の大規模災害においても避難所や被災自治体への通信確保に活用された事例が報告されており、非常時の有効な通信手段の一つとして注目されているところであります。本町におきましては、既に災害時にも通話が可能な非常用固定電話を庁舎に整備しているほか、ファイブゼロジャパンや既存の通信手段を組み合わせることで一定の通信確保が可能な体制を構築しておりますので、現時点で直ちにスターリンクの導入を進めることは考えてはおりませんが、

今後の技術の推進や国等の方針や導入事例の検討結果などを注視し、導入の可能性については柔軟に検討してまいりたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 池田君、ここで休憩したいのですが、よろしいでしょうか。

○2番(池田一也君) はい。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時29分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

2番、池田君。

○2番(池田一也君) それでは、再質問を何点かさせていただきます。

まず、テックフォースの派遣要請なのですけれども、答弁では北海道日高振興局が行うのだというお話でした。それで、さらに確認というか、お聞きしたいのですけれども、例えば直近でいう大規模災害でいうと胆振東部地震がありました。あのときに僕は日高町だとか平取町も派遣されていたように思っているのです。間違いかもしれません。要するに北海道日高振興局が要請するときには町単位で、日高全域は、それは全域なのでしょうけれども、この町とか、要するに震源に近い、今回胆振東部地震でいえば震源に近い町だけとか、そういう町単位で要請ができるものなのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上で御答弁させていただいた部分はテックフォース派遣に係る要領といった形のを基準として御説明をさせていただきましたが、もちろん立てつけとしては北海道日高振興局長が国に対して申入れを行っていくという立てつけになっていますが、その要は発信元という形になりますと、やはり単独で、日高管内単独でできないというところのその前段階に町単独ではまかたいかないと、できないというところの情報発信から進んでいくと思っていますので、想定としては例えば新ひだか町のみの大規模災害があったときにおいても町の判断で派遣要請が必要だという要請は行わせていただくというような、そういう流れになるかと思っています。

○議長(福島尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 分かりました。

次に、道路網の整備に移ります。それで、答弁にも日高自動車道の話、あそこが核となるというお話でした。私聞きたいのは厚賀新冠間9.1キロあるそうですけれども、この開通が令和7年度中だと、令和7年度中に開通となっておりますけれども、開通をしたときに想定をしているいろいろなこと、これに変更が生じるのかどうなのかお聞きしたいのです。あわせて、令和7年度中って言っているもので、なかなかもう、令和7年度も半分ぐらい来ているわけですけれども、いつ頃、いつ開通とか分かれば併せてお答えをいただけたらと思うのですが。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) まず、開通時期でございますけれども、壇上でも御答弁させていただきましたとおり、確認したところ令和7年度中と、今年度末までを目途に開通を進めているという御回答をいただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

また、新冠インターチェンジが開通、今年度ということになりますけれども、その高規格道路が新冠まで延伸した場合の道路計画という形になりますけれども、壇上でも少しお話しさせていただきましても、北海道開発局において道路啓開計画、いわゆる災害時に優先的に開通させる道路の計画というのが一番分かりやすいのかなと思っております。その計画を立てております。町としても例えば新ひだか町の防災拠点であったり、管内でいきますと浦河赤十字病院をはじめとした災害拠点病院までの交通網を優先的に開通していくという計画になっております。それと、併せて代替道路の迂回路についても、これ主に道道になりますけれども、優先的に開通させようというような計画がございます。

日高自動車道が新冠インターチェンジまで開通したということになりますと、当然開発局の道路啓開計画が、既存ですと厚賀から新冠までの国道を開通させようという形の計画になりますが、それを要さずに、インターチェンジができると高規格道路を使った形の計画に変わっていくだろうと思っております。それによって、その区間に力を注がなくていいことになりますので、他の主要幹線への注力が可能になると、このような形ではやはり新冠までの延伸というところは非常に重要度が高いと思っておりますし、さらに静内区間までの延伸というところも町の防災力強化というところにおいては非常に重要なことになると考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) では次に、戸別受信機の貸与についてお聞きをいたします。

それで、数字としてお答えをいただきましたけれども、よく自治会の会長宅に1台とか、何かあるではないですか。そういう中で、自治会の中で一人暮らしの方だったり、様々な理由でこの受信機を置きたいのだといっても、自治会に置いてくれる台数が決まっていて、その方まで回らないみたいな話は聞くと、要するに担当者としても聞いていると思うのです。ましてや特に津波でしょうけれども、海岸線の方で漁業協同組合に入られていない方ですとか、そういう方にはなかなか当たらない。それはやはり、私は一人でも多くというか、そういう方に貸与すべきではないかと、それで拡充というものをすべきではないかとお話をさせていただきましたけれども、いま一度そういう拡充に関するお気持ちをお聞かせ願いたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上でもお話しさせていただいたとおり、令和4年、デジタル化に移行したところを契機に運用方法を一部変えまして、壇上で御説明させていただいた、また池田議員が今御説明いただいたような運用方法となっております。町の戸別受信機については、今の計画、運用上としては全て配置済みというような考え方はございます。ただ、これ自治会の自主防災組織なんかの設立、設置にひもづく部分もあると思うのですけれども、やはりその自治会の中でそういった戸別受信機の情報がマストで必要だというようなところ、または漁業協同組合関係ですとか海岸線の部分で自治会単位等でそういった取組がなされるということにおいて、今もう設置しているので、これ以上配る予定はないですよというような考え方は町としても持ってはおりません。ちょっと話が長くなって申し訳ないのですが、そういった自治会等の取組の中でこの戸別受信を有効、有益に使っていただけるという御相談については防災担当としても向き合って当然今も対応させていただいておりますので、そういうような取組の中で今後増えていくというところは想定しておりますが、個人、個別の貸与に門を開くということになりますと、これなかなか大変な個数になってくると思っておりますので、現状ではそのような取扱いで運用を

させていただきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) あまり納得はできておりませんが、例えば福祉施設ですとか、そういう施設、普通に個人事業主でもいいのですけれども、範囲を広げてよといったときには真っ先に考えるのはそういう福祉施設です。だから、そういうところには僕は優先して貸与すべきだと思うのです。自治会云々と今説明があつて、自治会以外はなかなか難しいのかななんて思いながら質問させていただいていますが、やはり町としてもここは必要だよねという、福祉関連をはじめ、医療関係も含め、介護関係も含め、僕はそういうところも貸与の範囲を広げるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 特に例えば高齢者福祉施設であったり、障がい者施設であったり、要支援者の方が多く存在する施設という捉えでお答えいたしますけれども、施設の中でそのような要望が、特にニーズが強ければ当然お話しさせていただきたいなと思っています。しかしながら、戸別受信機で伝えさせていただいている情報というのは一方でJアラートで情報伝達している内容と一致しているというところなんです。これ第1報ですけれども、第1報の情報でございますけれども、緊急時の情報というのは同じ情報を送らせていただいているというところで、先ほども壇上でもお話ししましたけれども、今は昔と違ってあらゆる、当初の防災無線、アナログの防災無線だったときというのは、アナログの時代はなかなか多方面からの情報を入手するというのが困難であったと思っていますけれども、現状は多様な情報を入手するツールもございますので、そういったものを活用させていただきながら情報を届けていくという、そういうスタンスで今進めておりますので、高齢者施設ですとか福祉施設にはつかせませんというような考え方もありませんので、個別にそこは御対応させていただくような、必要性が特に認められるというような判断をしていかなければいけないかなと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) では次に、戸別受信機を個人で購入する場合をお聞きいたします。

それで、個人での購入実績はないよという答弁でした。たしかこれ始まった時の話だったと思いますけれども、個人で購入するのであれば6万2,370円かかりますよという、個人実出しですよ、補助ゼロ。この金額は今も変わっていないですか、今もし買おうとしたら。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 当初の金額と変更はございません。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 確かにこの6万2,370円というのは高額ですよ。ですから、では私つけないから買うわという金額にはなかなかならない。だから、ゼロなのだと思うのです。だから、繰り返しの質問になるかもしれませんが、本当に必要とされている方がいる。こういう方は先ほどのいろんな福祉施設のどうこう、申出があればというお話同様に対応はさせていただいて、そこでやはり大事なのが高額な物を何かの形で軽くしてあげる、これが行政として必要なことだと思うのです。補助金額を出すというのも一つですしということをつけ加えておきますけれども、この個人購入をというところで私は本当に必要だけれども、購入できないのだという方には何らかの補助をすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 個人の方への購入費補助ですとか個人の方の個別対応というところは、町としては現状考えておりません。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、各媒体、あらゆる手法で情報を入手していただくことが今可能となっております。また、例えばそういった情報が受けれないという方については、これは恐らく福祉的な、うちの要支援者の対応としてそれは個別に対応をしていくというような、そういう形で町のほうは情報伝達や支援活動を考えてございますので、御理解いただきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) なかなか理解できないところではあるのですけれども、次進みます。

戸別受信機の対応がそういうことですので、やはり頼りになるというか、真っ先にです、真っ先に頼りになるのはテレビ、ラジオの情報かなと思うものですから、次のテレビやSNSなどの同一情報の提供についてを質問いたしますけれども、何か災害情報共有システムに入力するのですね。実際入力したらどれぐらいでそれが、例えばテレビに限定しましょう。テレビのテロップというのでしたっけ、あれが流れているやつで、役場で入れました。テレビでそれが入ります。流れます。それまでにどれぐらい時間というのはかかるものなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 情報の伝達については、ほぼリアルで情報が北海道のシステムと連携ができています。それを今度テレビ局ですとかラジオ、そういうメディアがどう使うのかということなのですけれども、スクロールですと情報が流れていますので、例えば新ひだか町の1個の後のところからうちが新しい情報を入力したとしたら、それが一周するまでの間に、避難所の設置数とかも今回非常に多うございましたので、非常に時間がかかるという形になります。ですので、町としては入力自体は対策本部で確定次第、優先的に入力の作業というのを今回は意識して行わせていただきましたけれども、その伝達スピードということになると町のあずかり知らぬところと言ったらあれですけれども、各メディアで行っていくという形になりますので、今回テレビでのということ、かなりテレビでの情報を得ている方というのも多いのだなという認識と、あとSNS、フェイスブックですとかインターネットを使って情報を得ようと考えて見られた方、これも多かったと。両方とも多かったなというふうな認識もあります。情報伝達でいくと、やはりエリアメールというところ、なかなかあれだけの音で流す情報ですので、ちゅうちょしがちだと考えています。ですが、エリアメールというところもちゅうちょなく使っていくということも検討しなければならないなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 壇上でも言いましたけれども、私町民の方々から言われたのは更新が遅いと言われたのです。だから、1回目入れたときは、それはそういう今の答弁だったのでしょう。時間がたつごとに避難所が増えていく、そのときにまたさらに入れるのですかと。入れるのでしよう。ただ、それが、私はそのときはインターネットで、SNSで見ました、避難所どこどこ。もう既に何か所も出ている。でも、テレビでは1か所しかない。これが実態だったと思うのです。だから、私に言ってきた人は更新が遅いって言ってきたのだと思うのです。ですから、それはネットで確認できる、SNSで確認できる方は早くできますよね、テレビで情報を得る方よりも。私としては、SNSもそうですけれども、同時にテレビでもそういう情報が、同じ情報が伝わる

ようにしなければならないと思うのです。それはテレビ局のやり方だと言われればこちらは何も質問できなくなるわけですがけれども、そこは行政として、テレビ局に要望するのは何と云うのか分かりませんが、他町がいっぱい避難所が出ているのに新ひだか町だけ1か所だよみたいな、そんな話になると、なってしまうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現状のルールの中の運用で町が行えるところというのはしっかりやらせていただいていると思っています。その上で現状のルールの変更ですとか申入れというところは、北海道の振り返りの作業なんかもございましたけれども、その中でも一部お話が出ていたりですとか、今後もお伝えする機会はあると思いますので、町としては意見としてお話をさせていただくことはできるのかなと思っています。しかしながら、いわゆる町の判断の中でできる部分というところ、ここの精度を上げていくという作業についてはしっかり今後も行わせていただきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) では、次行きます。

検潮所についてです。それで、引き続き要望していきたいのだということは承知しました。ただ、何センチ来たのかというのが分からないという答弁でした。先日私の所属します厚生経済常任委員会では津波の被害がありましたということで、概要ですけれども、説明がありました。ということは間違いなく津波は来たのだと思うのです。ですから、それが果たしてどの程度来たのかというのが分からないということがまずいのではないのって思うのです。単純に、たしかテレビとかだったら浦河と苫小牧出ていました。足して2で割って、ではちょうど中間距離だからここが、新ひだか町は何センチだねって、僕はそういうものではないと思うものですから、これは状況の把握としてはしっかりと捉える方法を得るべきではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 町としても毎年期成会要望としてさせていただいておりますので、検潮所の必要性についての認識は議員御指摘のとおりというところで、我々もその認識を持っております。その中で現状の運用です。検潮所がない中での災害の備えと対策、対応というところ、ここを現状はしっかり整理をさせていただいて行っているところというところがございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 東日本大震災のときに新ひだか町にも津波が来ました。たしか98センチという発表だったと記憶しています。では、この98センチ、どうやって分かったのだという、僕もこれ議会で質問したことある、ですからもう十何年も前、もっともっと前ですがけれども、そしたら港に何センチとかというのがぺたっと、ぺたっとというか、防波堤みたいなところに貼ってあって、それを見て判断したのだらうという答弁でした。ただ、東日本大震災以来そういう浜辺に近づいて行って目視で見るといのは駄目だと、もうとにかく逃げろと。それで、東日本大震災のときは亡くなった方もいたりしたものですから、今はそれができないわけです。だから、見に行けないのです。だから、情報が無いのですよね、今回も。ですから、新ひだか町として私は絶対につけるべきだと思う。それで、要望はしているという、それは分かります。

それで、管内の状況でいうと北海道開発局が管内で設置しているのは浦河とえりもの庶野だと

認識しています。それと、えりも本町には町が独自で設置しているのです。これは多分いろんな発表にはのってこないのか分かりません。それはちょっと分からないですけども、町独自で設置しているところもあるのです。ですから、私は開発局に要望を重ねると同時に町単独でもこういう、要するに見に行かなくてもデータで送ってくるというのですか、安全な検潮所というものを設置すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 町単独の検潮所をというところですけども、現状町単独で設置については考えてございません。理由といたしましては、先ほどちょっとお話しさせていただいたような、検潮所の情報をリアルにつかまなくても安全な避難行動ができる計画ということでこれまでも当町は進めておりましたので、今後も引き続きそのような体制で動いていきたいということと、併せて繰り返しになって大変申し訳ないのですけれども、要望活動について継続をさせていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) ここは何度言っても答弁変わらないなと思うので、次行きます。

それでは、通信の確保です。避難所などでの通信の確保についてお聞きをいたします。それで、これ災害とは関係ないのかもしれませんが、例えば携帯電話が通じない山奥での林業作業だとか様々なことを想定して町は前から衛星電話を持っていたと思うのです。それ今もあるか、あるのだったら何台あるか教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現在町で所有している衛星電話は2台という形になっています。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) その2台を大規模災害起きたときにどのように活用されるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 想定ですけども、実際の災害規模ですとかによって全然変わってくるのは、通信環境とかにによって変わってくると思うのですけれども、やはり重要な拠点です。役場についてはアナログの、電気が停電になったりだとかしても電話が通じるような回線何本か持っていてございますので、その他の重要な拠点に配置をしていくということを想定してございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 平成15年の地震のときに携帯電話つながらなくなったのです。それで、数日してNTTですか、NTTが中継をできる車を持ってきて大分エリアが回復したという経験があります。ですから、私が言っているのは災害のときに通信施設も駄目になってしまったというときは、いよいよ衛星電話しか活用できないではないですか、今でいうと。だから、その2台はどう使うのだと聞いたのですけれども、当然通信、携帯電話の不感エリアでしたっけ、となってしまう場合には、1台は役場、対策本部、もう一台はどこなのでしょうねと。ただ、どう考えたって2台では足りないわけです。

私は、この質問で避難所との通信と申し上げております。それは、町民の方々がいろんな意味で通信を確保する、それは努力はされるでしょうと。ただ、私はやっぱり避難所との正確なデータのやり取り、情報のやり取り、これは必要不可欠だと思うから質問しているのです。だからこそ、そういう通信施設が壊れた、駄目になったというときには、これはもう頼れるものは衛星し

かないと思っているのです。だから、このスターリンクというものをやるべきだと思っているのです。柔軟に検討してまいりますという答弁でしたけれども、私はそれでは飽き足りないのですけれども、どうでしょうか。いま一步踏み込んで、今9月です。だから、もうそろそろ予算査定も始まるぞというところで、始まっているのかな、来年度予算に向けてこの9月というのは絶好の機会だと思って質問させていただいているのですけれども、これはいいことだし、やるべきだと。重ねて、しつこく悪いですけれども、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 我々も決して否定的というか、後ろ向きではもちろんこのスターリンクに関してはなくて、有効性については十分承知しているところでございます。来年度直ちにとこのところについては、そこまでのスピード感でやれるのかなというところはちょっとお約束できない部分ではございますけれども、ただいわゆる民間の一部キャリアでは附帯のサービスの中でこのスターリンクを使ってもうサービスを供用しているというキャリアもございます。そういった民間ですとか、ほかの状況もまだ一部見定めていかなければいけないのかなというところで町は判断をさせていただいているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 一部見定めさせてもらいたいというのはちょっと弱いなと思っているのです。だって、もう情報というのはすごく、ITというか、インターネットですか、随分発展してきていて、ある意味そういうことを取り入れることは当たり前の時代になっていると思うのです。アンテナをつければ、専用のアンテナを必要なところにつければ大体は稼働するよというものですので、僕はそんなに大ごとだと思っていないのです。福祉避難所を含む避難所と、あとは町の重要施設だとか、そういうところにつなげばもうとにかく通信データも含めてできるわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

今も言いましたけれども、いろんな意味で、インターネットもそうですけれども、技術というのはとって近年になると特にいろんなものがよくなってきています。最近ですと、能登半島の地震ですと海底ケーブルを用いた通信施設、船が沖合にあって、そこで通信できるようになったとか様々あるのです。ドローンを使って被害調査をした上ですとか。だから、そこら辺を町がどう柔軟に取り入れていくかということも大事だと思うのです。その一つが先ほどから言っているスターリンクになるのでしょうか。

ここに「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」という報告書があるのですけれども、発生当初、通信途絶が生じている間、電話やデータの送信等が困難で意思疎通の手段が制約が生じた一方、衛星インターネットの活用により通信環境の改善が図られたというのが報告書にあるのです。さらに、そこには実施すべき取組として衛星通信設備、公共安全モバイルシステムなどの導入、活用及び速やかに使用できるよう平時から訓練などについて検討すべきであるとあります。ですから、またこれ導入すべきだと言ったら議長から何回も同じこと聞いているよと言われるでしょうから、この訓練です。これ、将来いいものは取り入れるという大前提で、この間の日曜日にやったあのフェスティバルもそうです。一部取り入れていると思っています、それは。ただ、もっともっというんなものがあるのです。ですから、そういう最新技術をさらに取り入れたこういう訓練というものを今からすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 池田議員がおっしゃっていただいております最新技術というところですが、町としても情報収集ですとか情報の共有というところ、この部分はやはり非常に重要な部分だと思いますし、それに係る新たな技術というところについては注視をさせていただきながら防災のほうの対応に関わらせていただいていると思っています。今回防災フェスタのお話いただきましたけれども、通信技術を用いるですとか最新技術を用いるということになりました、やはりその根っこは電力供給と、電気を使うものがほとんどだということ、その部分は平時の訓練においても重点を今回置かせていただいて、電源車を活用した電力供給でありましたり、新たに導入をさせていただきましたEV車、EV車からの電力供給を行ったり、この後防災訓練も実施しますが、庁舎の電気が落ちたと、使えなくなったというところを想定して発電機を回したりですとか、電源車からの電力供給の訓練を実施したりだとかということも想定しながらこの後の訓練も進めていきたいと考えております。先駆的な新たな技術に関しては我々もやはり非常に重要だと考えておりますので、今後とも情報収集を行わせていただきながら、柔軟にそこは本当に対応をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福島尚人君) 2番、池田君。

○2番(池田一也君) 私もこの間のフェスティバルは行かせていただきましたけれども、電源車、やはり新ひだか町においては電源の確保というのは僕は進んでいると思っています。ああやって電源車があったり、各避難所にガスボンベ、ガスコンロのやっただ発電機を備えていたり、そこは僕は値あると思っています。ですから、それ以外にも最新鋭のものを取り入れる努力をしていただけたらなど。

質問で終わらなくてすみません。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、田畑君。

[5番 田畑隆章君登壇]

○5番(田畑隆章君) 壇上から一般質問いたします。

1つ目です。「学校給食の充実と無償化の早期実現について」でございますが、学校給食費無償化は、来年度には予算化されるのではないかと聞いていますが、物価高対策としっかりとした食育が求められていると思うので、以下伺います。

1番目、学校給食では地域で取れた食材の価値を子どもたちにどのように伝えられているか。

2番目、地域の規格外品はどのように提供されているのか伺います。

3番目、子育て支援の観点からも給食無償化は町民も期待する重要な施策と考えるが、国の動きを踏まえながらも、将来のまちづくりの一つとして町長が道を開く考えはないか伺います。

4番目、町内の高校への給食の提供は、地元校進学の大いなる要素ともなる。子どもを持つ親の負担を考え、また児童生徒が減少する中で、給食センターの利用拡大、機能維持、効率維持にも

つながる。義務教育ではないので、有償でよいと思うが、実施できないか伺う。

大きな2番目、「クマ対策、災害避難対策と国、道との連携について」、我が町との連携について伺います。1番目、ヒグマ対策、ヒグマ対策と国と北海道との連携支援についてということなのですけれども、なぜこの質問をするのか。それは、私が子どもの頃、小学校5、6年生のときは昭和35年、36年、1960年頃ですが、土曜日の午後や日曜日は仲間と真歌、有勢内、目名、新冠の泊津、山や川でブドウ、コクワ、桑の実、クルミ、栗を取って食べる、そういったところで遊んでいても熊が出る心配はそんなになかった。子どもたちはみんなその頃土曜日は半ドンだったわけなのですけれども、その後どんどん遊んで楽しい学校生活だったと思っています。現在のよう都市部に熊が出没する、新聞配達員が襲われる、思ってもいないことが起きています。

これに関連する論文が発表されています。北海道大学大学院農学研究院の中村教授、国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域の久保主任研究員らの研究グループは、ヒグマの生態を調査する北海道大学ヒグマ研究グループにより蓄積されてきた北海道北部地域のヒグマの40年間のモニタリングデータを時系列で解析し、春熊駆除制度による個体群の衰退及びその制度廃止後の復旧過程を明らかにしました。この1975年から2015年の資料を基に、北海道北部では春熊駆除をやめたら回復した、増えたという内容なのですが、そこでお聞きしますが、①春熊駆除に対する国、北海道の支援内容はどのようになっていますか。

続いて、8月のことです。続いて、羅臼岳で人なれした熊に襲われ死亡したという事件も起きました。8月12日です。これを受けてですが、難しい課題だと思いますが、2番目、日高山脈襟裳十勝国立公園内でのヒグマ対策について町の役割はどのようなものとなりますか、お答えください。

3番目、同じく日高山脈襟裳十勝国立公園内外での登山者に対する熊出沒、付きまとい被害防除と救助要請への対応について、国、北海道、民間も加えた研究会が必要ではないか。正確を期すために日高山脈、質問書のほうには日高山脈襟裳十勝を入れないで書いてありますけれども、正確な名称で質問いたします。これについて熊対策はどのようになっているかをお聞きします。

続いて、大きな2番目、災害避難対策の国、北海道との連携についてです。我が町には静内高校など北海道や国の関連機関が多数存在しますが、それぞれの機関の避難所開設及び避難所運営についてどのように連携されているのか。これは、比較的大きな津波や洪水にこの地域が見舞われたとき、町民は本当にもちろん大切に、避難していただくのですけれども、重要な役割を担っている国、北海道の機関の移転、それから当然そこには人が避難するわけですが、そこの町との連携、食料の支援とか、そういったことになるかと思っておりますけれども、国、北海道施設の避難機能維持について、例えば警察と避難機能維持、保健所、高等学校、静内さけます事業所、北海道日高家畜保健衛生所などとの避難機能維持のための連携はどのように考えられているか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 私からは田畑議員御質問の大きな1点目、「学校給食の充実と無償化の早期実現について」御答弁申し上げます。

まず、1点目の学校給食では地域で取れた食材の価値を子どもたちにどのように伝えられてい

るのかについて、学校給食で使用した主な新ひだか町産食材の使用率を申し上げますと、令和6年度実績でミニトマトが100%、ホウレンソウが67.6%、大根が42.5%、コマツナが36.8%、キュウリが22.2%、キャベツが17.2%、レタスが16.7%、ジャガイモが3.3%となっています。また、日高定置網漁業組合から日高管内の学校に対して、日高産秋サケの味覚と漁業に触れる機会の提供を目的としてブランド鮭「銀聖」を無償提供していただいております。これらのことも含め栄養教諭は給食指導を行っており、地産地消の意義や取組などについて児童生徒に説明を行うとともに、給食に新ひだか町産の食材を使用したときにはランチメールを各学校に配信し、学校において食育の資料として活用しているところでございます。

次に、2点目の地域の規格外品はどのように提供されているのかについてでございますが、給食センターでは規格外品を使用しておりません。その理由といたしましては、当町のようなセンター方式で給食を提供する場合、大量の食材を決められた時間内に効率よく加工、調理する必要があり、加工設備や調理機器に適合しないような変形、あるいは大きさがふぞろいの食材はその処理が難しく、結果として作業工程に時間を要したり、食材の廃棄につながってしまうおそれがあることから、数量を安定的に確保でき、円滑な加工処理が可能な規格品を使用しているところでございます。

次に、3点目の子育て支援の観点からも給食の無償化は町民も期待する重要な施策と考えるが、国の動きを踏まえながらも将来のまちづくりの一つとして町長が道を開く考えはないかについてでございますが、給食無償化についてはこれまでも何度も一般質問の中で御答弁申し上げており、従来の答弁と考え方に変わりはございませんことを御理解ください。

物価高騰が長引く中、児童生徒に栄養バランスの取れた豊かな給食を安定的に提供するためには賄い材料の安定確保が不可欠であり、令和7年度の給食費は、学校給食センター運営委員会の御意見も踏まえ、令和6年度に続き2年連続の改定となり、小学生が月額5,070円、中学生が月額6,080円に改定いたしました。が、実質賃金の上昇が見られないため、保護者負担の軽減を目的に、児童生徒の給食費については当面の間従来の給食費である小学生は月額3,810円、中学生は月額4,570円に据え置き、実質的に一部無償化を継続してございます。また、給食完全無償化を行うためには1億円を超える財源確保が必要となりますが、現時点で国の令和8年度予算概算要求においても学校給食費無償化は明示されておらず、十分な財源確保が見通せない現状においては町単独での完全無償化は難しいものと考えております。

次に、4点目の町内高校への給食の提供は地元校進学の大きな要素となる。子どもを持つ親の負担軽減を考え、また児童が減少する中で、給食センターの利用拡大、機能維持、効率維持にもつながるので、有償でよいと思うが、実施できないかとの御質問についてでございますが、今年4月から静内農業高校の希望する生徒及び教職員に対し給食提供を行っており、8月末現在で124名が給食を利用されております。給食費負担金につきましては、物価高騰による家計負担への影響を考慮し、生徒に対しては負担軽減後の中学生の額と同額で提供しております。また、静内高校及び北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校とも給食についての情報交換を行っておりますが、両校につきましては現時点で給食導入に向けた具体的な動きには至っておりません。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

[水産林務課長 新川兼一君登壇]

○水産林務課長(新川兼一君) 田畑議員から御質問の大きな2点目、「クマ対策、災害避難対策と

国、道との連携について」の1つ目、ヒグマ対策について御答弁申し上げます。

ヒグマは、国内では北海道のみに生息する日本最大の陸棲哺乳類であり、北海道の豊かな自然を象徴する野生動物であります。一方、その捕獲や駆除につきましては、北海道ヒグマ管理計画によりますと、ヒグマによる人身事故や家畜及び農作物に甚大な被害が生じたことから、昭和38年にヒグマ捕獲奨励事業が開始されるとともに、昭和41年には残雪期に容易に捕獲できる春グマ駆除事業が開始されましたが、昭和50年代以降、人身、家畜への被害減少とともに個体数の減少が顕著であると判断されたことから、平成元年度をもって春グマ駆除事業は廃止となりました。その後保護に重心を置いた政策を実施してきた結果、近年の個体数は増加傾向にあると考えられております。

そこで、御質問の1点目、春グマ駆除に対する国、北海道の支援内容はについてでございますが、北海道ではヒグマの個体数の減少やヒグマ出没時に対応する人材の育成を目的として「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領」を定めており、この実施要領に準じて捕獲活動を実施した道内の市町村を対象に、事業に係る人件費や銃弾などの需用費、車両借り上げ料などの対象経費に対し2分の1以内の補助をする春期管理捕獲支援事業が令和5年度から行われております。

次に、御質問の2点目、日高山脈襟裳十勝国立公園内でのヒグマ対策について町の役割はについてでございますが、国立公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、「自然公園法」第5条の規定により環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き区域を定めて指定するもので、日高山脈襟裳十勝国立公園は国内35か所目の国立公園として昨年6月25日付で指定されてございます。この指定により、当該公園は環境省の管理下となり、日高管内の区域に関しましては昨年4月8日付で開所となっている新ひだか自然保護官事務所が管理を担っておりますが、環境省におかれましては登山者からの通報などを基に、日高山脈襟裳十勝国立公園内でのヒグマの出没状況について、北海道地方環境事務所を通じての報道発表により迅速な注意喚起に努められているものと認識してございます。

そこで、御質問の町の役割についてでございますが、議員も御承知のとおり2005年から道道静内中札内線が通行止めとなっており、当町から直接日高山脈襟裳十勝国立公園内に入ることができない状況にあります。町内ではペテカリ岳登山者の避難小屋となっているペテカリ山荘を管理しておりますことから、本年5月には日高山脈襟裳十勝国立公園協議会発行の「日高山脈襟裳十勝国立公園夏山登山の5つの心得」を町公式ホームページに掲載し、ヒグマに対する備えなどについての注意喚起を行っているところでございます。

なお、道道静内中札内線の通行止め以降、一般的な入山ルートとなっている浦河町からの入山でございますが、昨年10月の大雨により道道荻伏停車場線が被災し、神威山荘の手前約21キロの地点で通行止めとなっているため、そちらからの入山もできない状況となっていることを申し添えさせていただきます。

続いて、御質問の3点目、日高山脈襟裳十勝国立公園内外での登山者に対する熊出没、付きまとい被害防除と救助要請への対応について国、北海道、民間も加えた研究会が必要ではないかについてでございますが、日高山脈襟裳十勝国立公園内につきましては、国、北海道、日高、十勝管内の13市町村、登山関係団体、自然保護団体、観光関係団体並びに学識経験者を構成員として

昨年8月に発足した日高山脈襟裳十勝国立公園協議会の中に本年6月、登山道部会が設置され、登山利用のリスク軽減並びに登山道及びその周辺環境の保全が図られるよう既設登山道の適正利用に係る課題を把握し、普及啓発等の必要な対策について検討していくことになっておりますので、他の国立公園での取組事例なども参考にすることで様々な対応がなされていくものと考えてございます。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園の区域の内外を問わず、日高振興局管内における山岳遭難事故防止及び遭難者の捜索、救助に必要な対策を行うことを目的として北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会が設置され、この間加盟する北海道、警察署、消防組合、自衛隊、气象台、森林管理署、日高管内7町、観光連盟、山岳連盟並びに山岳会の連携が図られているところでございます。このようなことから、登山者対応を検討する環境整備につきましては登山道部会や山岳遭難防止対策協議会などの組織が既にごございますので、田畑議員の言われる研究会の設立は考えてございません。

なお、ヒグマ対策につきましては、今後におきましても北海道内での取組事例などを情報収集しながら注意喚起に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。
○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 田畑議員御質問の大きな2点目、「クマ対策、災害避難対策と国、道との連携について」の2つ目、災害避難対策について御答弁申し上げます。

御質問の我が町には静内高校など北海道や国の機関が多数存在するが、それぞれの機関の避難所開設及び避難所運営についてどのような連携がされているのかについてでございますが、本町の国や北海道との機関との災害時の連携といたしましては、陸上自衛隊は人命救助や輸送、給水などの生活支援活動、静内警察署は住民の避難誘導や救出、救助、交通規制や治安維持、静内保健所は医療救護班への派遣や応急医療、衛生管理、日高南部森林管理署は倒木処理や緊急復旧用材の供給といった専門的役割を担っていただくことになっております。これらの機関とは災害発生時から情報共有を行いながら、必要に応じて町と一体となって活動を展開していただくものであります。一方で、避難所の開設及び運営の主体は町にごございますので、現在本町が避難所として指定している施設の全ては町の管理施設であり、国や北海道の施設を避難所として指定はしておりませんが、先般の津波避難の際には正式な取決めはないものの、北海道静内高等学校におきましては人道的な観点から施設を開放いただき、避難者を受け入れていただいたという経緯がございます。この経験を踏まえ、今後につきましては国や北海道の施設、とりわけ静内高校をはじめとする道立学校等についても避難所としての位置づけや活用の在り方について協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、再質問は午後1時からにしたいのですが、よろしいでしょうか。

○5番(田畑隆章君) はい。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開します。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それでは、再質問させていただきます。

1番目の学校給食では地域で取れた食材の価値を子どもたちにどのように伝えられているかということで町産食材の使用パーセントまで教えていただきありがたいのですが、町産食材のもう一つの価値、例えば輸入食材と違って輸送CO₂の排出等々、あるいはSDGsの考え方、地域がより豊かに、より継続可能な地域として進んでいくために、そういった価値もやっぱりあるのだと思うのです。地域で働く人を元気にすることはいいことだ、地元食材の価値、そういった栄養価だけでなく価値に焦点を当てた給食指導というのはどうなっていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 壇上答弁でも申し上げましたけれども、地場産品を使った場合につきましては給食センターから各学校にランチメールという形で今日給食で使った食材等をお知らせしています。学校では、それぞれ各学校で取組は違うのですけれども、おおむね児童生徒にそのことをきちっとお伝えして、場合によってはそれを使いたいいわゆる地産地消ですとか食育といった、そういったことも取り組んでいるということで、ただ単に地元産の食材がこうですだけではなくて、やはり地産地消のよさとか食育といったところに極力つなげているというような状況にございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) ありがとうございます。そういったことも強くしてやっていただければと思っています。ただ価格ということではなくて、その持つ意味を伝えていただければと思います。

2番目、地域の規格外品はどのように提供されているかということなのですけれども、今のところ100、ゼロというか、一つも使われていないということなのですが、その理由というのは要するに効率、しっかりスピードを上げてしっかり対応しなかったら給食というものが回っていかない、そのために効率優先で行われている、私はこれはいいことだと思っています。しっかりそこに焦点を当ててやっていくというのもいいことなのですが、ただ近年のフードロス、そういった対策もしなければ駄目ですよという世の中になってきている。それと、やっぱり農作物を作るということは必ずそういったものも出てくる。そういったものの幾分かは使えるのではないか、その余裕というのですか、使えないものをA、B、C、Dに分類するとすれば、AとBは使えるのではないかとかという、その努力というのは続ける必要があるかと思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 現実問題としてなかなか規格外品を給食の食材として取り入れるというのは、壇上でも申し上げたとおりになってしまうのですけれども、やはりある程度まとまった量、1,500食程度毎日作っているんで、それに対応した量がある程度前段階から分かって、必ず確実に納品されるというようなところがまずもって必須条件となります。そのところが不確定であれば、なかなか給食の食材としてそれを導入するというのは非常に現状としては難しいと。規格外品が特に今年なんかは暑さで結構出ているというのは私らの耳には入りますけれども、ではそれを当町の給食センター、給食に取り入れるとなるとかなり現状では難しいのかなと思います。ただ、現実フードロス等のことについては各学校の様々な授業や総合的な学習の時間とか、いろんな場面で取り上げる場面はあるかと思っておりますので、必ずしも給食の中で使いますということが

なくても、教育的なところでいえばいろいろやりよう、ありようはあるのではないかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 次に進みます。

3番目なのですが、実質一部無償化をしているということで、それは理解しているところではあります。しかも、完全無償化には1億円を超える財源が必要だと答えられました。相当大きな金額です。これが地域の中を循環しているということなのですが、ちょっとお聞きしますけれども、給食センターの運営費や賄い材料費には交付税措置されているものがあるのかどうか、あるとすればどれくらいなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) ちょっと通告外ですが、分かりますか。

藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 給食費の中では基本的には交付税措置はされておりません。例えば設備を投資するときに地方債借りますけれども、その地方債の償還金とかというところでは一部入っておりますし、あと人件費とかというところでは公務補の給与とかが少し入っているのですが、そこで給食費を仕分したりする人の分というのは入っている形にはなっていますけれども、明確に学校給食ということで運営費だとかの部分で入っているものというのは現在のところはないと認識しております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) やはり1億円という数字が響いてくるのですが、でもこのお答えの中で現時点で国の令和8年度予算概算要求において学校給食費無償化は明示されておらず、十分な財源確保が見通せない現状においては町単独での完全無償化は難しいものと考えておりますというお答えですが、これ取り方によっては、取り方によってというか、そういうことかなと思うのですが、十分な財源確保が見通せるようになったら、予算措置が見えるようになったら、これは行っていいですよとお聞きしたのですが、その解釈でよろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 無償化についてはこれまで何度も一般質問の中でもお答えをさせていただきますけれども、やはり財源が、安定的な財源が、一時的な財源ということではなく、安定的に国が責任を持って全国の公立小中学校の給食を面倒見ますよということが法制化するなり確実に財源が見通せるようになれば当然そちらの方向に当町としてもかじを切るということになるかと思いますが、今年の2月でしたか、国会答弁の中でもそのような首相の答弁ありましたけれども、今段階で来年度、令和8年度予算の概算要求の中に給食の無償化というところについては見えてきていないというような状況になりますから、少なくともそういった中では来年度無償化当町しますかという議論はまずあり得ないのではないかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 今現在テレビをつけると政局政局ということで混乱しています。正直言うと与党自民党の中のことではあるのですが、やはり政権を取っているところが非常にスムーズにいったいないということを考えるとやむを得ないのかな、ただしこれは全野党も、それから自民党も進めようと言っているわけですから、必ずこれはそこに収束してくると思われま

ですから、もしかしたらこの12月には大体そこに収まっているかもしれないと思うのですが、普通であれば収まっていると思うのですが……

○議長(福島尚人君) 田畑君、政局の話はよろしいですから、町の質問に替えてください。

○5番(田畑隆章君) ですから、この答えというのが12月ぐらいには出てくると思うのですから、そのときにはもう判断されていますね。

○議長(福島尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 給食の無償化については、田畑議員おっしゃったとおり、3党合意の中で首相が発言しているところでございます。小学校の分は令和8年から無償化をするということなのですが、給食自体が全国的に見てもやっていない学校があり、地域があり、また金額もばらばら、対応もばらばらなので、どういう形で完全無償化をするのかというところが恐らくまだ国でも詰まっていないのではないかなと思っております。完全無償化は我々にとっても子育て支援の面だとか、それから各家庭の生活状況を考えるとぜひ国から補助というのですか、財源をいただきたいところですが、全国統一されている形で学校給食がやられていないというところがありますので、状況を見てということになるかなと思います。補助金であれば100%入らない可能性もありますし、逆に言うと一般財源化されてしまうと交付税の中に入ってしまうので、そうとなかなか全額を給食センターの無償化に充てれるのかという問題、それから運営費の問題とかもありますので、その辺をよく吟味して、詳細が分かりましたら財政部局とも協議して決定することになろうかなと考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) ありがとうございます。

さて、4番目に行きます。町内の高校への給食の提供はということなのですが、お答えの中で静内高校と北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校が実施できていませんよと、静内農業高校は実施されていますよということなのですが、この2校が遠慮されている理由というのはどういうものが挙げられているのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) まず、静内農業高校につきましては、昨年度の高校の校長、それから町理事者との懇談の中で給食についての要望がありまして、町としても検討した結果、可能であるのではないかとということで、数か月間準備をお互いしながら今年の4月の給食提供に至ったということになります。当然静内農業高校への給食提供となりますと、同じく町内には道立の高校が2つほかにありますので、そちらにもやはり情報提供させていただいて、どうでしょうかということでお話をさせていただきました。静内高校につきましては、試食会を3月に開くなど検証していただきました。その結果、いろいろな課題が多くなりまして、すぐに給食を静内高校において提供するというのは厳しいというようなことで、今当面見合わせましょうかという状況でございます。それから、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校のほうにつきましては、今実際自前で調理員の方を雇用して調理をして給食提供しているような状況にありますので、そういった関係から、将来的にはまた協議をするような場面が出るかと思いますが、今は自賄いでされているところもありますので、町としてはそういった情報共有をお互いしながら、要望があれば検討するというような今スタンスで考えてございます。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 推測するというのはちょっとおこがましいので、そこはやめますけれども、静内農業高校さんのほうには提供をされていると、要望もあったしということなのですから、生徒さんやPTA、先生方からどういった評価を得ているのでしょうか。やってよかったなという、そういう声は聞けていますか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) おかげさまで農業高校のほうからは非常に、やはりああいった体を使う実習等も多いところですから、お昼御飯というのは非常に重要なのです。そういうところからも温かい給食が提供されるということについて非常に多くの感謝というか、よかったという声は直接校長先生含めいただいております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 1点だけ確認したいのですけれども、静内高校さんに提供する場合も中学校と同じ価格、静内農業高校も同じ価格っておっしゃっていましたが、同じ価格でどうですかというお話はされているわけですね。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 静内高校は結構早い段階からお話をさせていただきまして、この春にいろいろ学内で検証した結果、ちょっと難しいというようなお話です。給食費、金額については静内農業高校が中学校と同じ一部軽減した状態で始まっていますので、もし静内高校もされとなれば当然同じ金額でということになるかと思いますが、そもそもまだ給食導入というところについては一旦ちょっと立ち止まって検討しようというような段階でございますから、もしやるとしたらそういう形に、同じ中学校の据え置いた額となるかと思いますが、それ以上は仮定のお話となってしまいますので、そのような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それでは、大きな項目の2番目、「クマ対策、災害避難対策と国、道との連携について」お聞きしたいと思います。

まず、ヒグマ対策についての北海道、国との連携についてなのですが、そういうことで、①春グマ駆除に対する国、北海道の支援内容はどうなっていますかということで、令和5年から再開されました。補助もついていますよということをお話していただきましてありがとうございます。ただ、なぜこんなにとんでもなく遅くなったのか、その理由がちょっと分からないのですけれども、この辺について何か情報がありますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) ただいま御質問の遅くなったというところの解釈は、この事業の創設が遅くなったというところよろしいのでしょうか。壇上でも答弁させていただきましたけれども、北海道内でのヒグマに関しては、本来保護する種類ということでこれまで北海道の中では進められてきております。ただ、近年人里への出没が多くなってきて、時には人身事故等が発生したり、農作物、畜産業にも被害が大きくなってきたというのがここ数年の現状でありまして、それは一つの要因としましてはヒグマを保護してきたことによって北海道内の個体数が増えてきたのではないかという見方が示されたことによって、北海道としましては春季の捕獲を行って個体数を本来の従前の頭数に戻していくということを検討した結果、令和5年度にこういった事業を創設したと認識しておりますので、その検討、十分な検討を踏まえた上での令和5年度

の実施ということで我々も捉えておりますので、それが結果遅かったという認識を持たれているということであればそれも一つの意見かなとは思いますが、我々は現状を踏まえてこの時期に至ったというふうな認識で受けているものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 北海道でも出ているところと比較的安定、出ていないところとあるかなと思います。ですから、広い北海道を一律に判断するということが自分がおかしいのかなという気がします。少なくとも市町単位でこうする、こういったものに対する施策というのは市町単位で行っていくべきかなとは思いますが、それは私の感想なので、意見は求めませんが、いずれにしろ次の質問に入りますけれども、羅臼で事故が起きましたけれども、これって日高山脈でも起きることではないかなと思っています。その中で、今回の御答弁の中にこっちから行くことと通行止めになっていて、しかも浦河から入るにも通行止めになっていて行けませんよというのはお気持ちよく分かります。だから、大丈夫ですよというお気持ちかもしれませんが、なぜ北海道の登山、特に日高の登山というのが面白いのかというと、本州ではほとんどが登山道を歩く登山、ところが日高のほうは沢登りが面白いよという人たちがたくさんいます。ですが、やっぱり我々のようなお年寄り、もっと若い人たちですけれども、お年寄りといっても、そういう人たちはやっぱり登山道が欲しい。ペテカリ岳に登ってペテカリ山荘まで西尾根を下ってくるという、あそこに小屋があるから、あそこまで行きたい、そういうような使われ方もあるかと思うのです。そういったときに熊との遭遇とかという場合に、5人のパーティーで下っている最中に突然、それで小屋まで来て救助を求めたという場合に我が町として救助ができるかどうか。これは多分、想像なのですが、北海道にお任せするというようなことになるのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 田畑議員も御承知のとおり、日高山脈に関しましては上級者向けの登山がほとんどということで、せんだって当町主催でペテカリ岳の登山道の整備活動というものを行いまして、実際に職員も含めて28名ぐらいでペテカリ山荘行きましたけれども、例年ですと、昨年の例でいうと山荘の利用者が前年に比べて倍の利用があったという状況なのですが、今年度につきましては先ほど壇上からも申し上げた状況で浦河ルートもちょっと行けないという状況で、その中でも台帳に2名記載があったということから、ほかのルートをたどって登山をされている方というのは少なからずいらっしゃるという認識でございます。当町としましては、壇上でも申し上げたとおり、注意喚起という部分は継続しながら、そういった事故があった場合には先ほど壇上でも申し上げたとおり山岳遭難防止対策協議会、こちら組織がございしますので、そういった組織とも連携しながら救助活動を行うというふうな形になるかと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) その山岳遭難防止対策協議会、今回我が町の消防、我が町というのか、日高中部消防組合等々がそれに参加して、各地でも消防組合さんが山岳遭難防止対策協議会に入って救助に当たられるというようなことは新聞等で拝見しておりますけれども、そこでヒグマと遭遇したりということがあって、やはりそれはそれなりに対策は取っていかねばならないかなと思っています。この対策についてなのですが、昔々は、昭和35年、我が町の新ひだか町畜犬取締及び野犬掃とう条例ができたのは昭和35年なのですが、三石の場合にはもうちょ

っと遅くなるのですけれども、それまでは飼い犬というのは放し飼いで、特に農家なんかはその後も多分敷地内自由に走っていたのではないかなと思うのですけれども、そういった北海道犬、アイヌ犬、そういった地域を秩序を守る、勝手に入ってこないようにバッファーを埋めてくれていた、これは大きかったと思うのですけれども、この辺については多分都会の人は分からないのだと思うのです。アイヌ犬の優秀さ、それをどう……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、どこ質問しているのですか。

○5番(田畑隆章君) もう3番目に入っています。

○議長(福嶋尚人君) いいですよ、どうぞ。何かちょっと分からぬような質問されているので。

○5番(田畑隆章君) 実は環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室が発行した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」、これがありますが、その中で基礎的な情報となる個体群の生息動向、生息環境や被害状況等を把握し、計画やその実行(施策)が適切かどうかを常に点検し、計画を修正していくPDC Aサイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクション、このサイクルに基づく順応的な管理を行っていく必要があると指摘されています。要するに政策をつくって、有識者の生物学者からいろいろ情報を取って、そして政策をつくって、それを実行する。それについてちゃんと検証してくださいよということで進められているのだと思うのですけれども、実際にこれが検証されていないと架空のプランだけ、学者さんの架空のプランだけが一人歩きしているように思えるのです。それは誰が悪いかということよりも地域の実情がちゃんとリターンバックをしていけばもっと理解してもらえるのではないかなと思うのですけれども、そここのところが今の熊問題を難しくしてきている状況かなと思うのですが、もう一歩進んでこの研究をすること、犬と一緒に例えば警備に……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、簡略に質問してください。

○5番(田畑隆章君) 日高中部消防組合の人とかが行くときに、丸腰で行くというよりも、そういった案内をしてくれる犬たちとか、そういう装備について研究する仕組みというのが必要でないかと思っているのですけれども、先ほどの答弁では登山道部会というところがそれに当たるということなのですけれども、そこでの研究でそれが可能になるのかどうか、そここのところをちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 可能になるかどうかというところを問われると、そこに関しては明確なお答えはできないのですけれども、日高山脈襟裳十勝国立公園の中の部分に関しては、壇上の答弁のとおり登山道部会、まだ発足したばかりですけれども、そちらで、先般大変痛ましい事故ございましたけれども、そういった事例等も取り上げながらいろいろな対応を検討されていくと思いますし、そういった対応、検討されていく対応が田畑議員が求められている対応と合致するかどうか分からないのですけれども、いずれにしても道内にとどまらず、全国の国立公園で起きているいろいろな事故、そういったことを検証しながらいろいろなことが研究されていくと思いますので、そちらの研究内容を我々としても反映できるものは反映してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 最後の大きな2番目に入りたいと思います。

災害避難対策について、国、北海道との連携についてなのですけれども、それぞれの機関が避

難する、避難所に移っていく、それから避難所運営についてなのですけども、警察官であっても、あるいはどなたであっても、現職はそうであっても災害に遭ったときには避難者になると思うのです。避難者になったときに町との連携というものはどうなっていくのか。例えば自衛隊にしる、それから警察署にしる、水害というよりも津波の、5メートル程度の津波であっても厳しい場所にあるかなと思うのですけれども、その前段階からの連携というものはどうなっていますか。避難されるのだと思うのです。どういったところに避難して、そこに対する町の支援とか、それについてはどうお考えになっているか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) お答えしなければいけない内容が北海道や国の機関の御家族の避難のお話ではなくて、職務をされていらっしゃる方々の職場での対応ということでよろしいでしょうか。例えば警察であれば御指摘のとおり比較的海岸部に近いということございますし、静内駐屯地についても沿岸部ということになっています。警察、自衛隊ともに災害時の発生時の避難想定というのは現状もされております。例えば警察ですと本部機能を高台のほうに移すということを想定していますし、自衛隊についても3階以上の指揮所で指揮をすると、それ以上であれば指揮所を移動してという形のそれぞれの対応と、津波時の本部設置場所というのは決まっております、町とも情報を共有させていただいているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そのときに、多分そういったところは避難されると思うのです。本当であれば優先的に車を使ってばっとそこに行っていいただければいいと思うのですけれども、なかなかそうもいかないのかな、この辺については協議されたことというのはありますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) すみません。車を使ってびゅっと思ってもらうという、その部分がちょっと分からないので、もう一度具体的に御質問させていただいてよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 柏台に逃げるとすれば国道を通るかみゆき通りを通るか、そして向こうに行く、ホテルの前から通るにしろ非常に困難が予想される。もちろん電柱が倒れているとか、それから家が倒れているとかというのであればもう全然無理なのですけれども、まだそこまではいないけれども、でも車が一齐に動き出すという中においてどういうふうな、町としての役割、警察としての役割、その両方を互いに協議する必要というのはなかったかどうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) まさに今回の先般の津波警報発令時の町と警察との情報共有ですとか役割分担の中で、警察の方と幹部と振り返りをさせていただいた中では、もちろん避難路を決定するというタスクについては警察が、北海道警察がやってくという形になります。ただ、その避難路を決定して実際に行動を起こしたその振り返りの作業という部分については今回北海道警察さんのほうと静内警察署のほうとさせていただきますし、今後もさらに詰めていこうと考えています。その中で、避難路について、避難経路についてもやはり相当練り込んでいかなければいけないと。特に今回柏台、清水丘のほうに上がっていく道路幹線が渋滞も起きたというところで、ではそのときに実際に向かっている途中で津波が起きたらどうなるのだというような、そういったシミュレーションの中で動いていきたいということ、また署内でもその精度を高めてい

きたいというようにお話も伺っております。今回本当に津波の警報に際しては人的な被害はなくて事なきを得たのですが、そう何回もこのような形で被害が起きなくてよかったねというような、そういう災害は毎回想定されるわけではございませんので、そこの辺りは我々も危機感を持って警察さんや自衛隊さんと協議、連携をさせていただくということはお話をさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それで、警察署といっても人がそこで働いているわけです。その人たちが避難、避難というのか、移動するというのか、するわけなのですけれども、通常のとくと違って買物に行けば売ってくれるということではないと思うのです、避難、移った先では。そうすると、まずは食料、飲食、それから生理用品とか、いろいろ我が町と協働で提携してやっていくとお互いに安心してやれるかなと思うところがあると思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 議員心配されていることは分からなくはないのですけれども、我々町のやるべきこと、警察がやるべきこと、自衛隊がやるべきこと、それぞれに有事のときにどう動かなければならないのか、どういう役割を果たさなければならぬのかというのはそれぞれが検討してそのとおりに動いていくというふうなものでございます。我々がやらなければならないのは町民の命と財産を守るということが第一でございますので、まずは町民を守るという部分です。警察のお手伝いをするというのはその後の話になりますので、警察は自分たちが業務を行う上で必要なものというのは自分たちで確保するというのがまず第一になりますので、その後、それが物資が滞ったときに融通してもらえないかというふうなお話が出てくるかもしれません。そういったときにはお互いでやり取りするというふうなものはございますので、まず第一というのはそれぞれが行わなければならない、行動を起こして行わなければならない業務を行うというふうなものが第一にくるのかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それはそのとおりです。それは大前提としてそれはやる。ただし、例えば被害がどこであるか、例えば常に連携ができていて、うちのドローン使ってそこを見てきますわとかという、そういう連携とかも含めてやっぱり国、北海道の機関としっかりと連携して、お互いに無駄なことをしないで情報の共有等々やっぱりあるべきだと思っております。それはやっぱりそのケースをケーススタディ、そこを置いて勉強していくよりほかないのではないかと考えているのです。それぞれ頑張りなさいという、それも十分分かるけれども、でも連携したらもっといいものができるねということがあると思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 有事の際に災害対策本部というのは町のほうで立ち上げます。そのときに災害対策本部の中に当然警察の方、消防の方も来ますし、自衛隊の方も来ると思います。そういった関係機関が集まって、全体の情報を共有しながらそれぞれの役割の業務を行うというふうな流れになると思いますので、言われていることは当然ながら本部のほうで皆さんで情報共有して、自分たちのやれることをお互いにやっていくというふうな活動になるのかなと想定してございます。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そうだと思うのです。ですから、東北で大雨降って、どこかのお年寄りの施設が孤立化して、結局何人か亡くなられたというところも、より効率的な支援、救助の方法等々を連携していく必要があると思います。これは当然だと思うので、聞く必要ないかなと思うのですけれども、一応聞きます。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 例えば川の中に取り残された方がいらっしゃる場合、そういったときというのは我々では、町の職員ではなかなか行けない部分がございますので、そうなれば自衛隊ですとか警察のヘリコプターで救助に向かうというのは、それはそういう役目のところをお願いするしかないこととなりますので、そういった役割分担を情報を共有しながら、そういうふうなことを活動を行っていくというふうな考えでございます。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それで、そういったことが十分に連携ができていきますよということになった場合に、自衛隊については十分な自賄いできる組織だと私は認識しています。自分たちで行動して自分たちで進んでいくことができる組織だと思っておりますが、我が町の人たちが災害を受けて避難所等々に頼ってくるようになったというときに、それが寒いときであったりする場合もあるので、避難所、我が町の町民のために使う、自衛隊がもしこれができるという、そういう物資を保管しておくところがあるとすればそういう連携もできるのかなという気はするのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 物資供給の場合、北海道のほうからプッシュ型の物資の提供でございますので、そういったものを当町のほうに送っていただくと。それを輸送するときに自衛隊の御協力を得るですとか、民間の輸送機関の協力を得るですとか、そういった部分の協力は必要なかなとは考えてございます。一応国ですとか北海道ですとか行政のほうでやる役割というのが決まっていますので、そういったものをまずは使っていくことになるのかなと思っております。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そういうことで、私はまだまだ連携していく、練度を高めていく、どこもそうだと思うのですけれども、練度を高めていくことによってお互いにスムーズな動きというものができていくのだらうと思っております。それは、先ほど言いました警察にしろ、自衛隊にしろ、避難ルートをどう整備するか等々も含めてなると思いますので、その辺十分検討のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして質問といたします。ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長(福島尚人君) ここで藤沢教育部長から発言の申出がありますので、これを許します。

藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 先ほど田畑議員の質問の中で私ちょっと勘違いしているところがありましたので、訂正をさせていただきます。

給食費の運営の部分ですけれども、一般財源何も入っていないというような発言でありましたが、給食委託料ということで普通交付税の単位費用の中に入っております。標準校当たり小学校で約2,000万円、中学校で1,300万円が入っているということです。訂正をさせていただきます。どうもすみませんでした。

○議長(福島尚人君) よろしいですね。

◎一般質問(続行)

○議長(福島尚人君) 一般質問を継続いたします。

3番、建部君。

[3番 建部和代君登壇]

○3番(建部和代君) 通告に従いまして、壇上より一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、「町の避難情報と町民への伝達について」、近年全国各地で台風、豪雨、地震等の災害が相次ぎ、その都度避難情報の発令や住民への伝達の在り方が問われています。令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難情報は警戒レベルを基準にした新しい体制となり、本町でも警戒レベル5、緊急安全確保、レベル4、避難指示、レベル3、高齢者等避難が運用されています。しかし、全国的に災害時に情報が届かなかった、聞き取れなかったという事例が報告されており、情報伝達の課題が明らかになっています。私は、町民の命を守るためには避難発令の判断基準と発令後の確実な情報伝達体制の両方が安全でなければならないと考えます。その観点から以下の5点についてお聞きします。

まず、1つ目、本町における避難情報の発令判断基準についてお聞きします。避難情報を発令するに当たりどのような情報を収集し、どのような体制で判断しているのか。また、判断に至るまでの時間短縮や、省庁や北海道、消防、警察などの関連機関との情報共有はどのように行っているのか。災害は一刻を争います。迅速かつ的確な判断体制について町の現状をお聞きします。

2つ目、避難所の情報伝達について、先般の津波情報で町民が不安の中で避難をされました。その中で、一部の町民から新ひだか町は他町と比べて避難所の開設や受入れに関する情報が町民に届くのが遅かったのではないかという声も寄せられています。町としては当時の状況をどのように認識されているのかお聞きします。

3点目、災害弱者への情報伝達について、高齢者や障がい者、外国人など災害時に情報取得が難しい方への対応ですが、本町では個別支援計画や見守りネットワークの活用が進められていると思いますが、避難発令時にどのように情報を届け、避難行動につなげているのか。また、災害弱者を取り残さないための取組についてお聞きします。

4点目、町民への伝達方法と到達率について、現在防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、広報車、町ホームページ等複数の手段で周知していると承知しています。これらの伝達手段の到達率はどの程度把握しているのか。また、防災行政無線が屋内では聞き取りにくく、携帯電話が圏外になるなどの事例があった場合はどのように対応しているのか。

5つ目、今後の改善方針について、避難発令は命を守るための最終的な行動喚起であり、その正確性と敏速化、伝達経路の検証する仕組みを今後どのように強化していくのかお聞きします。

大きな2つ目、「小さなキャップが命を救うペットボトルキャップ回収による社会貢献活動の導入について」、皆さん、ペットボトルキャップの小さな一つ一つが世界の子どもの命を救う力になることを御存じでしょうか。私たちが日常使っているペットボトル、そのキャップは小さなプラスチックと思われがちですが、実は世界の子どもたちにワクチンを届ける命を救う力になります。認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会の報告によれば、ペットボトルキャップ約860個で1人分のポリオワクチンが購入できるとされています。この世界の子どもにワクチンを日本委員会の理事長の話では、ワクチンが予防可能な感染症により5歳まで生きられない子どもは1日4,000人に上るとされているとあります。北海道内でも既に幾つかの自治体がこの取組を導入し、成果を上げています。網走市では、地元企業が中心となり回収活動を行い、約1,706万個のキャップを集め、ワクチン換算で約1,500人分を支援しています。苫小牧市では、学校、市役所、金融機関などを回収拠点にし、令和4年度には8万2,946円を寄附し、ポリオワクチン約4,100人分を届けています。こうした実例は、町民が日常の中で協力するだけで世界の子どもの命を守れるという大きな意義を示しています。

そこで、何点か質問をさせていただきます。本町では現在ペットボトルキャップの分別回収や社会貢献につながる取組は行っていないと理解しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。過去に導入を検討した経緯や議論があればお聞かせください。

2つ目、環境保全、資源循環の観点から、キャップ回収を導入する意義について町はどのように考えていますか。

3つ目、命を救う社会貢献という側面から、この活動を町民に広めていくことの教育的効果について町はどのように捉えているのでしょうか、お聞きします。

4つ目、公共施設や学校、スーパーなどの回収ボックスを設置する形での導入は可能でしょうか、お聞きします。

5つ目、学校教育や児童・生徒会活動と連携して進めることについて教育長の見解をお聞かせください。

6つ目、町が直接実施せずとも、町民団体や事業者が主体となる活動を町が後押しする形は可能でしょうか。また、費用や運営面の課題があれば、その解決方法も含めて町の見解をお聞かせください。

以上で終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 建部議員御質問の大きな1つ目、「町の避難情報と町民への伝達について」御答弁いたします。

初めに、御質問の1点目、本町における避難情報の発令判断基準について、避難情報を発令するに当たりどのような情報を収集し、どのような体制で判断しているのか。また、その判断に至るまでの時間短縮や、気象庁や北海道、消防、警察など関係機関との情報共有はどのように行っているのか。災害は一刻を争います。迅速かつ的確な判断体制について町の現状はについてでございますが、避難情報は町民の安全を守るための最終的な行動のきっかけとなるものであり、そ

の判断には気象や現地の状況を的確に把握し、総合的に判断することが求められていると認識しております。まず、発令の判断に係る情報収集といたしましては、地震の場合は気象庁が発表する緊急地震速報、震度情報、津波警報、注意報などの気象庁情報を注視しております。洪水や土砂災害の場合は気象庁が発表する大雨警報や土砂災害警戒情報、北海道の河川、雨量観測データ、北電ダム放流情報、町職員による監視、現地巡視や住民からの通報などを組み合わせております。関係機関との情報共有及び発令の判断体制につきましては、町災害対策本部を設置し、災害対策を推進するための基本方針の決定と情報収集及び情報集約を行い、各部への連絡調整を行っております。大規模災害時には自主的あるいは町への要請に応じて警察、消防などの関係機関が災害対策本部に参集し、庁内で災害情報を共有しつつ、判断に加わる体制を確保し、多様な情報を総合的に評価しながら、町災害対策本部の下で関係機関が一体となって判断を行う仕組みを整えているところでございます。

次に、2点目の避難所の情報伝達について、町民が不安の中で避難をされました。その中で、一部の町民から新ひだか町は他町と比べ避難所の開設や受入れに関する情報が町民に届くのが遅かったのではないかとという声も寄せられています。町として当時の状況をどのように認識されているのかについてでございますが、まず町といたしましては避難所の開設や受入れが遅れたという認識は持っておりません。今回の避難は津波からの速やかな高台等への一時的な避難が重要であり、町民の皆様は町が指定している一時避難場所や緊急避難施設、またはあらかじめ御自身で決められている場所に避難されており、これらの場所はまず自身の命を守る行動を取られているものと認識しております。

避難所情報の提供につきましては、町で把握している避難場所は最終的に静内地区で27か所、三石地区で7か所、合計34か所になりましたが、避難所の開設状況が整理できた時点で町の公式ホームページ、エックス、フェイスブックなどを通じて10時26分に第1報として情報を発信しており、町としては迅速に対応したものと認識しております。一方で、テレビを通じた避難所情報につきましては、北海道の情報伝達システムに町が入力した情報を順次メディアが配信される仕組みとなっております。町といたしましては速やかに入力を終えておりますが、システム上の処理順序の関係で当町の情報が他町より後に放送されたため、結果として遅れて伝わったように思われたものと認識しております。ただ、そのように思われた町民の方は少なからずいらっしゃいますので、今後におきましては積極的なエリアメールの活用なども含め多様な伝達手段を効果的に活用し、より迅速かつ広く避難所情報を住民に伝える体制の強化に努めてまいります。

次に、3点目の災害弱者への情報伝達について、高齢者や障がい者、外国人など災害時に情報取得が難しい方への対応ですが、本町では個別支援計画や見守りネットワークの活用が進められていると思っておりますが、避難発令時にどのような情報を届け、避難行動につなげているのか、災害弱者を取り残さないための取組について伺うについてでございますが、まず高齢者や障がい者といったいわゆる災害時要配慮者への対応でございますが、7月30日の避難指示命令時には居宅介護支援事業所から提供を受けている基礎資料を基に、避難時に支援が必要となる対象者102名の方に対しまして町の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所などが連携して避難行動に係る対応をいたしました。その結果、避難を希望された52名につきましては全員避難につなげることができたものと認識しております。今後につきましては、さらに実効性の高い避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、個別避難計画の策定に向けて自主防災組織や関係機関との連携を一

層強化し、災害弱者を取り残さない避難体制の構築に努めてまいります。

次に、外国人への対応でございますが、現時点では特別な取組を実施しているものではないですが、今後に向けて外国人が理解しやすい日本語、いわゆるやさしい日本語の活用や多言語対応アプリの導入の可能性を検討し、災害時に必要な情報が円滑に伝わる体制整備に取り組んでまいります。

次に、4点目の町民への伝達方法と到達率について、現在防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、広報車、町ホームページ等、複数の手段で周知していると承知しています。これらの伝達手段の到達率はどの程度把握しているのか。また、防災行政無線が屋内では聞き取りにくい、携帯電話が圏外になるといった事例があった場合、どのように対応しているのかについてでございますが、まず防災行政無線につきましては、町内の沿岸部を中心に静内地区19基、三石地区13基、計32基を整備しており、防災ハンドブックに示している津波浸水予測範囲の対象地区には確実に伝わっているものと認識しております。しかしながら、自然条件や対象区域との境界区域の住民の方など防災行政無線が聞き取りにくい場合がございます。その対応といたしまして放送内容を確認できる電話応答専用ダイヤルの設置や災害情報をメールで受け取れる登録制メール配信の利用を推進しており、情報伝達の補完手段を整えており、さらに携帯電話が圏外となる事例があった場合には災害伝言板や災害時に無料開放される公衆無線LANサービス、ファイブゼロジャパンの活用について周知を図ることで住民が情報から取り残されることがないように努めてまいります。さらに、去る8月20日に実施されました全国瞬時警報システム、Jアラートの情報伝達訓練において屋外スピーカーの聴取状況を確認し、検証等を実施してございます。

次に、エリアメール、緊急通報メールにつきましては、総務省の通信利用動向調査やモバイル社会研究所の調査によれば、全国的にスマートフォンの利用率は9割を超え、携帯電話所有者に占める割合は97%に達しているとされています。このことから、本町においてもおおむね9割以上の住民の方に到達しているものと考えております。

次に、広報車につきましては、災害警報が発令され、住民に直ちに避難行動を求めるような状況において、当該地区に車両を走らせて周知を行うことは職員の安全確保の観点からも現実的ではなく、有効な手段とは考えておりません。そのため、津波警報など切迫した局面では他の伝達手段を優先して活用することとし、広報車は主として注意報の段階における巡回や補完的な周知手段として位置づけております。警察や消防などの関係機関とも連携しながら、住民に確実に情報が届く体制の構築に努めてまいります。

町ホームページやSNSにつきましては、登録者数やアクセス状況等から3割から4割程度の住民に到達しているものと推測しております。

最後に、5点目の今後の改善方針について、避難発令は命を守るために最終的な行動喚起であり、その正確性と迅速化、伝達経路の検証する仕組みを今後どのように強化していくかについてでございますが、避難情報の発令は町民の命を守るための最終的な行動喚起であり、その正確性と迅速性は欠かすことのできないものだという要素であると認識しております。さきの津波警報に伴う避難指示発令の際の対応の振り返りなども確実にを行いながら、今後に向けての精度を高めていきたいと考えております。具体的に申しますと、まず正確性の確保につきましては、気象庁や北海道の防災情報、消防、警察などの関係機関からの情報、さらには現地巡視による情報確認を多面的に収集し、町災害対策本部で総合的に評価する仕組みをさらに徹底してまいります。次

に、迅速化の推進につきましては、災害対策本部における情報の収集、判断フローの見直しを進め、必要に応じて即時に避難指示が発令できるよう職員の訓練やシミュレーションを継続的に行ってまいります。また、伝達経路の検証につきましては、去る8月20日に実施された全国瞬時警報システム、Jアラートの情報伝達訓練において防災行政無線の屋外スピーカーの聴取状況を確認いたしました。今後もこうした訓練を通じエリアメールやSNSなどの多様な媒体の伝達状況を検証し、住民への確実な到達に向けた改善につなげてまいります。

さらに、住民への周知に当たってはエリアメールや登録制メール、町公式SNSなど多様な手段を組み合わせることで重層的な伝達体制を強化するとともに、災害時要配慮者に対する個別支援計画の推進など、誰一人取り残さない避難行動につながる仕組みづくりを進めてまいります。これらの取組を積み重ねることにより避難情報の正確性と迅速性を高め、全ての町民が安心して避難行動に移せる体制の強化に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

〔生活環境課長 小野和寿君登壇〕

○生活環境課長(小野和寿君) 建部議員からの御質問の大きな2点目、「小さなキャップが命を救うペットボトルキャップ回収による社会貢献活動の導入について」御答弁申し上げます。

まず、1点目の本町では現在ペットボトルキャップの分別回収や社会貢献につなげる取組は行っていないと理解しておりますが、この認識でよろしいか。過去に導入を検討した経緯や議論があればお聞かせくださいについてですが、新ひだか町におけるペットボトルの回収方法については、ペットボトル本体は資源ごみとして、キャップは燃やせるごみとして分別しているところであり、キャップの分別回収は行っていない状況にあります。

また、社会貢献につなげる取組について建部議員がイメージされているのは、ペットボトルのキャップを分別回収し、これを回収業者に売却することで得られる利益の一部を途上国へワクチンを届ける活動をしているNPO法人に寄附する仕組みであると推察しますが、これまでそのような取組を町が主体となって行ったことはなく、過去に実施を検討した経緯もないものと記憶しております。

次に、2点目の環境保全、資源循環の観点から、キャップ回収を導入する意義について町はどのように考えているのかについてですが、ペットボトルキャップを焼却せず、リサイクルすることでプラスチックごみの削減、CO₂排出量の抑制など、環境保全や資源環境の推進に少なからずつながるものと考えますが、町内に回収業者がない状況にあるため、実態としてはおおむね1,000個集めて20円程度見込まれるペットボトルキャップの売却益以上に運搬等に要する経費のほうが高くなるため、分別回収を実施するのであればプラスチックごみ全体を対象に検討しなければならないものと考えます。しかしながら、プラスチックごみの分別、処理には施設の改修や人員の確保など課題が多くあり、現実的には非常にハードルが高いものと考えています。

次に、3点目の命を救う社会貢献という側面から、この活動を町民に広めていくことの教育的効果について町としてどのように捉えているのかについてですが、リサイクル活動を通じて資源循環に対する意識を向上させることが期待できるほか、これを途上国へ医療支援とつなげることで誰もが社会貢献を実感できる意義深い取組であるとは思いますが、先ほども申し上げたとおり町として取り組むことは現実的ではなく、また社会貢献には様々な形がございますので、ペットボトルに特化して検討すべきことでもないように思います。

次に、4点目の公共施設や学校、スーパーなどの回収ボックスを設置する形での導入は可能かについてですが、先ほども申し上げたとおり、当町の場合はペットボトルの売却益以上に運搬等に要する経費のほうが高くなる可能性が高いため、町が主体となってこの活動を導入することは難しいものと考えますが、民間レベルでの取組において公共施設へ回収ボックスの設置依頼があった場合にはできる限り協力したいと思います。

次に、5点目の学校教育や児童、生徒会活動と連携して進めることについての見解はについてですが、現在社会貢献活動の一環として児童会、生徒会が主体となり高静小学校、静内中学校がリングプルの収集を行っており、三石中学校がペットボトルキャップの収集を行っております。リングプルについては社会福祉協議会を通して福祉施設等に車椅子を寄贈するために、ペットボトルキャップについてはNPO法人エコキャップ推進協会を通してリサイクルの促進やワクチン配布のために回収活動を行っております。これらの取組については各学校において相当な期間継続的に取り組んでいる活動となっており、児童会、生徒会活動の一つとして位置づけているものとなっております。こうした社会貢献活動については児童生徒の実態や地域性によって多様な取組が行われており、各学校が主体的に取り組んでいる背景がありますので、教育委員会として学校に対し一律に取り組むよう働きかける考えはありませんが、社会貢献活動としてこのようなリサイクルの取組があるということについて学校へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

最後に、6点目の町が直接実施せずとも町民団体や事業者が主体となる活動を町が後押しする形は可能でしょうか。また、費用や運営面の課題があれば、その解決方法も含めて町の見解を伺うについてですが、先ほども申し上げたとおり、民間レベルでの取組において公共施設へ回収ボックス設置依頼があった場合にはできる限り協力したいと思いますし、必要があればその取組を広報やSNSなどで取り上げることもできると思います。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、御答弁いただきましたので、何点か再質問をさせていただきます。

まず、最初の1点目の町の避難情報と町民への伝達ということで、まず先にちょっと確認させていただきたいのですけれども、町民への避難情報伝達で、町で言う大規模災害というのはどのような規模、範囲を想定しているのか、また町独自の災害というのですか、その区別する際の基準はどこにあるのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 町単独の災害ですとか広域的な災害かかわらず、いわゆる第1配備、第2配備、災害対策本部を設置するの可否かというところがまず判断の基準になってくると考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) もう一点、すみません、あれですけれども、大規模災害の場合は国、北海道との連携が必要になると思うのですが、その際町民への発令や周知のタイミングにどのような遅れや違いが生じるのか、また逆に町内限定の災害時にはより迅速に伝達ができるのかを確認させていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 災害情報の発信に関して、またその手段に関して、基本的に災害の大

小かかわらず、情報発信の基本的なツール、手法というのは共通だと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、2つ目のほうに入りたいのですけれども、これ先ほど午前中の池田議員と同じ質問なのですけれども、1点だけそこで確認をしたいのですけれども、町の災害の発信については第1回目が、避難の開設の部分も含めてなののですけれども、第1報が10時26分ということで答弁いただきました。それで、町としては迅速に対応したものと認識していますということなののですけれども、ラインについては今回ここに書かれていないのですけれども、正直言ってラインの情報というのがなかったということなののですけれども、なかったからどうこうというのではなくて、これもよくないことなののですけれども、ただ発信した後担当の部署でその確認というのかな、やったのかな、きちんと町民に伝達したのかなという確認というのはされるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 対策本部で決定した内容が各媒体、メディアを通して情報を発信していくと、その発信が正確にされたかという確認はさせていただいています。議員のほうから今10時26分の発信情報の中でラインでの発信がなかったという御指摘いただきましたけれども、我々もここは反省点ですけれども、ラインの情報発信はいわゆるプッシュアップ型という形になっています。その部分はラインを除いた形で今回情報発信させていただきましたが、今後はプッシュアップ型の情報発信、ラインでの発信についても検討させていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) そこはすみません、ラインでしっかり見ている方もおりますので、なかったという部分もありますし、また避難所の開設の部分は先ほどの池田議員のほうでお話ありましたので、このことについては答弁は要りませんけれども、確認をされたということであれば問題はないのですけれども、大変忙しい中ですので、もし確認がされないでもう発信はしたのだという認識の中で進めていくと発信されない場合もあるということもちょっと心配でお聞きさせていただきました。

そして次、3番目なののですけれども、災害時要配慮者の対応で102人が対象者で、一応地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等で連携して避難行動に係る対処をしましたと。その結果、52名の方が避難を希望されたということで、対応はすごいなと思っておりますけれども、そこでこの52名は完全に安全に避難完了されたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 要援護者関係なので、私のほうから答弁させていただきます。

安全に避難管理ができたのかという部分ですけれども、避難所までの移動避難手段につきまして近隣の友人の方ですとか、お付き合いのある方の車両で避難された方もいらっしゃいますし、中には当然足が不自由でつえをつきながら何とか避難された方もいらっしゃいます。まさに自助、共助という形で避難をされたものと認識はしておりますが、これが今御質問の安全に避難完了ができたという部分を問われますと、ちょっと私のほうで議員の安全の基準という部分が非常に難しい、不明ではございますので、評価についてははすごく難しいなと思っておりますけれども、当然津波警報時の避難行動になっておりますので、もちろんほかの避難される方がいらっしゃったり、避難車両があつたりという部分がありますので、リスクについてはある程度ある中での避難

ではあったらと思うしております。ただし、今回の津波警報につきましては近隣での地震に伴う津波という部分ではなかったものですから、建物の倒壊ですとか停電、このような状況が生じるものではなかったため、危険のリスクについて多少は低い避難行動に結果的にはなったのではないかなと考えております。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) それで、102人いるうちの52名が避難を希望されたということなのですが、102名中52名ですから、あと50名の方というのは避難を希望しなかった方々でいます。いろいろお話にもあったのですが、本当に支援を必要としないと判断されたということでしょうか、そういう部分は。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 避難しなかった方が支援の必要がなかった方なのかという部分ですが、この102名の方、当然リスクが高いと判断をして避難の連絡をさせていただいております。このうち52名の避難された方を除いた50名の方、避難行動を取られなかったわけですが、町としましては当然避難されたほうがいと判断をした方々で支援が必要な可能性が高い方だと思っております。しかしながら、今回この50名の方、御本人の意思でこちらからの避難の説得等には応じていただけ部分が結果的にはできなかったという形になっておりますので、今後引き続き、シンプルですが、災害避難に伴う避難行動の啓発、改めてしっかりまた行っていかなければならないのかなと考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) すみません、もう一点、避難希望の意思の確認というのは現実にやっぱり電話なんでしょうか。何か別な方法で取られたのか、そこら辺もちょっと教えていただきたいのですが。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 今回津波警報の発令中でしたので、この個人の意思の確認につきましては議員今おっしゃられたように電話を使わせていただいて、各ケアマネジャーさんが個人ごとに連絡を取らせていただいたというところになっております。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次の4番に行きますけれども、一応到達、要するに避難情報の到達率というのは大変、スマホも使っている方も多ということで到達率は高いのですが、特に高齢者、よほど動けない方については先ほど御答弁いただいたように地域包括支援センターなりの方々に対応されているのですが、自宅にいて、高齢者もいらっしゃるけれども、その方々の到達、災害の避難の到達率というのは町はどのように把握されているかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 高齢者の方に特化した到達率というところでは町のほうとしても個別に把握させていただいているという数字はございません。ただ、かなり高齢の方でも現状は携帯電話、スマートフォンお持ちになっているところ、また要支援、要配慮が必要な方々については、先ほど健康推進課からも答弁ありましたように、個別での対応を実施させていただくという形での情報伝達というところでいきますと相当数の方には情報が届くような体制、もちろん

エリアメールですとか、防災行政無線ですとか、先ほど壇上で御答弁させていただいたあらゆる多角的な情報発信というところで行きますとかなりの割合で、高い割合で情報が伝わっているのではないかと考えています。さらに、そこで伝わらない部分に関しては、繰り返しになりますけれども、要配慮、要支援というところの福祉的な取組の中でフォローしていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) そういう形を取るということなのですが、実際災害時に、高齢者の中にはもちろんスマホも持たない、持っていても使い切れない、電話ぐらい取るけれども、よく分からないという方も結構私はいらっしゃるのではないかなと思うのです。実際私の近所なのですが、現実には2件ありまして、両方の方にお声をかけたときに1人はテレビ見てそうですものねということと、1人は全く知らないでいたと。そういうやっぱり2人いた、半分というわけではないですけれども、そういう方って私いらっしゃるのではないかなって思うのです。そういう部分では高齢世帯への情報伝達というのは本当にこれからどのような形の方法でというのはやっぱり悩ましいものもあると思うのですけれども、町としても地域との関係だとか、本当に近所の人方との声かけだとか様々あると思うのですけれども、もう一步深くその辺の対応、工夫というのは私はやり取りされてもいいのではないかなってすごく感じましたので、その辺の考え方というのはどのように思っているかお聞きしたいです。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 高齢者の方々への情報伝達ですけれども、今まさに建部議員がおっしゃっていただいた地域の方々への共助の部分、これ以上に踏み込んだ、その手法を取るということが一番踏み込んだ対応と町は考えてございますけれども、いわゆる介護保険制度を活用してというところで、介護サービスを御利用されていらっしゃる方につきましては、先ほど健康推進課からもありまして、そのサービスでケアマネジャーさんが高齢者の方々と接する中で困り事というのはある程度拾える仕組みに現状なっているのかなと。ただ、何もそのサービスですとか、町との関わりですとか、地域の関わりがない方の情報伝達というところが一番コアな方々になってくると、そこを踏み込むには、前回の定例会でも防災の質問をたくさんいただきましてお話しさせていただいておりますけれども、やはり地域との防災の取組というところ、これも町は今後さらに力を入れていかなければならない、そのことによって地域の見守り、地域のネットワークの中で情報を伝えていくという形、この手段以外、全てのいろいろなあらゆるツールを駆使しても情報が到達しないという方々への到達のさせ方ということになりますとそのような形になろうかと思っておりますので、継続した取組をさせていただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、大きな2点目、ペットボトルキャップ回収の社会貢献活動の導入についてのほうの再質問をさせていただきます。

1番目については、今までそういう社会貢献はされなかったというお言葉ですので、そのまま受け取ります。

それで、2点目です。環境保全、資源循環の観点からということで、キャップ回収を導入する意義については町はどのように考えていますかということで御答弁いただきました。実際にキャップは今焼却されているということです。それで、それを資源回収でなくてこれを集めて回収す

るという部分というのはなかなか大変そうなお話をされていました。いろいろ、回収業者がいない状況にあるためとか、確かに千八百六十何個なのですけれども、集めて20円程度の見込みというから本当に利益は全くないぐらいなのですけれども、でも数集まればいっぱいになります。その売却益以上にも確かに運搬もかかりますし、経費も本当に高くなるというのは現実ですけれども、そういうことで実施するには現実には非常にハードルが高いというお話をされているのですけれども、確かに売却益は少なくても経費はかかるということはよく分かります。しかし、町民の環境意識の向上とか資源循環教育、子どもたちも含めて社会的貢献活動としての価値というのは数で表しにくい部分というのは私はあるのではないかと思うのですけれども、町は費用面以外の教育的な、社会的な意義についてはどのように評価をされているのか、ちょっとその辺もお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 壇上のほうでも説明はさせていただいておりますが、ペットボトルキャップのリサイクルをする、その取組自体については資源環境に対する意識の向上ですとか、途上国へ医療支援ができるですとか、社会貢献を実感できる非常に意義深い取組ではあるというのはそう思っております。ただ、資源循環ですとか環境意識、資源循環教育につきましてはペットボトルのキャップだけということではなく、プラスチックごみ全体を対象に将来的に分別収集ですとか再資源化だとかという検討を進めていく必要もございまして、そういった中で環境意識ですとか資源環境教育なども併せて進めていく意義があるのかなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 町民が自主的にキャップを集める、環境や命を守る運動に貢献したいという気持ち、町では現実的ではないという、そういう言葉で片づけるというのは何かすごく残念だなと私は思うのですけれども、ある面ではいろいろ頑張ってお手伝いしますって言っているのですけれども、その後押しをする姿勢というのはすごく大事だなんて私は思うのです。そういうことをどのように持つかって、改めてその辺のことをお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 壇上でもお答えしたつもりではいるのですけれども、町としましてもこの取組自体を否定するものは何もございません。先ほども回収箱等の設置要請があれば可能な限り協力はしたいと思いますし、情報発信についてもお手伝いできるかなとは思っています。ただ、現実ペットボトルキャップの回収という手法に特化してお話しするとすれば、要は集めれば集めるほど売れるお金の数倍の輸送料をかけた続ける。となると、その料金を誰が払うのかってなると、恒常的に町税から負担として出ていくということになります。そうなると、売却益の中から必要経費を差し引いた残りを寄附するということであれば継続してやっていけるのかなとは思っているのですけれども、確実に町税が出ていくということになるとなかなか町が旗を振ってこれをやるというのは難しいかなと。ただ、一方では子どもたちにとってはすごく社会貢献というか国際貢献的なことを実感できる、かつごみの排出を抑えるという精神教育的な部分も含めて意義はあると思いますので、今学校でやられているような取組の中で続ける分についてはいいのかなと思いますけれども、これを例えば全町民対象に広くやれるのかということ、ちょっと難しいのではないかなということでお答えさせていただきました。決してこの取組を否定しているわけではございませんので。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 部長のほうから確認をさせていただきながら、またお話を聞きました。それでは、このことについてはもうそれで本当に御答弁いただいたなという感じはするのですけれども、ただ1点、私も認識不足だったのですけれども、三石中学校でペットボトルの回収をされているという、キャップを回収されているということを知りまして、このことについてちょっとその辺の流れというのが、例えばどういう形で集めて、どのようにリサイクル業に渡して、どういう形を取って、そしてワクチンの接種の部分で流れていっているのかという流れ、分かればちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) これは三石中学校の生徒会が中心になって活動をしているということなのですが、申し訳ありませんけれども、学校でもこの活動がいつからどういった経過で始まったのかが分からない、相当それぐらい前からこの活動が続いているということでございます。回収の方法なのですけれども、NPO法人エコキャップ推進協会、横浜市に本部があるNPO法人と聞いていますが、ここで専用の回収袋というのがありまして、これは料金、送料と袋代ということで料金がかかります。これについてはファックスで申し込むとその袋を送ってこられまして、集まったものについてはその袋に入れて、ある程度集まった段階で連絡をすると大手の宅配業者が回収に来るというような仕組みになってございます。料金はこのようにかかってしまうのですが、学校では町社会福祉協議会のボランティア助成という制度があるので、その中でその経費については助成をしてもらっているということで、実質的に学校ですとか生徒会の負担がないということで継続ができていますというようなお話でした。

ちなみに、最近では今年8月に3万960個を送ったと、回収して業者に引き渡したと聞いています。現在のところ累計で17万9,224個送ったと学校からは聞いてございます。

以上です。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) すばらしい、継続されているということがまたすごいことだと思うし、このままやり続けていただきたいと思うし、できれば応援もしていきたいなという思いですけれども、最後になりますけれども、どっちにしてもお手伝いをしっかりやってくさるというお話を聞きましたので、ぜひ私もやっていきたいなという思いではいるのですけれども、ただ最後に町長の答弁も求めていきたいと思うのですけれども、このキャップを集めるということは確かに輸送費でも赤字になるって、確かにそのとおりなのですけれども、これはただのキャップ回収には終わらないということが本当に分かっていたらいいなという、SDGsの観点からも大きく意義が示されていますので、しっかりとその辺のことも、赤字だからやめるという単純な評価というのは私はよくないなって、やっぱりSDGsの理念を体現する教育的、また社会的な実践であるとも私も考えているのですけれども、そういう意味でもこの推進策の一環としてどのように評価、SDGsの推進策の一環としてどのように評価して町として、最後になりますけれども、この体制づくり、ペットボトルキャップの回収の体制等も含めて積極的にもしやるところがあればやってもらえるように、最後にここも含めて町長から何か一言あれば……

○議長(福島尚人君) 建部君、町長の指定して質問できませんので、心得てください。

○3番(建部和代君) そうですか。ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、最後にすみません。

○議長(福嶋尚人君) 柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 町長ではないのですけれども、すみません。壇上でも少しお答えしたのですけれども、町としてもリサイクルというものの取組はすごく大切だなって思っているのです。ただ、例えばプラスチックごみ袋というのができたとして、そこにいろんなプラスチックを町民の方が入れられます。そうすると、やはり分別も必要になりますし、物によっては洗浄も必要になりますしということで、受け側の体制というのも設備含めて相当な覚悟が必要になってまいります。なので、その辺もきちんと整えた上で全町民対象にプラスチックごみは全て分別してくださいという状況がつかれるかということ、なかなかハードルが高いといったのは先ほど課長からの答弁です。ただ、なので今後も一切やる気はないと言ったつもりもないのですけれども、いろいろお金の面だけではなく手法も含めて検討していきながら、資源はやっぱり循環させていくのが一番よろしいと思っていますので、その辺は引き続き検討していきたいと思っていますし、社会貢献の部分についても、そういう取組が社会貢献につながるのであればよりよいとは思っていますので、その辺も意識しながら今後も検討を続けたいなどはと思っています。

それと、加えて先ほど繰り返しお伝えしたとおり、いろんな団体さんが取り組む活動を町が後押しする部分については、主に回収箱の設置とかになるのかもしれませんが、そこは全然協力させていただきたいと思っていますので、お声かけいただければと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 以上で終わらせていただきます。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 2時58分)